

予算審査特別委員会保健消防分科会記録

日	令和7年2月13日（木）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時50分～午後1時0分） 午後2時58分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	田 畑 直 子	岳 田 雄 亮	野 島 友 介	渡 邊 惟 大
	阿 部 智	植 草 毅	麻 生 紀 雄	酒 井 伸 二
	白 鳥 誠	中 村 公 江		
欠席委員	な し			
担当書記	石 黒 薫 子 栗 原 彩			
説 明 員	財政局			
	税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務）	丸山 正明		
	保健福祉局			
	保健福祉局長	今泉 雅子	保健福祉局次長	横田 正明
	健康福祉部長	白井 耕一	医療衛生部長	南 久志
	高齢障害部長	高石 憲一	保健福祉総務課長	大塚 暁
	監査指導室長	豊田 貴光	保健師活動推進担当課長	高塚 美佐
	保護課長	岡野 篤	不正受給対策室長	渡邊 実
	地域福祉課長	中田 裕之	地域包括ケア推進課長	渡辺 一雄
	在宅医療・介護連携支援センター所長	久保田健太郎	健康推進課長	和田 明光
	歯科保健推進担当課長	山田 幸	受動喫煙対策室長	飯高 健一
	健康支援課長	金田 美恵	医療政策課長	串間 琢郎
	予防接種推進担当課長	中嶋 健	健康危機管理課長	岸本 直人
	健康保険課長	柿沼 利江	生活衛生課長	平野 大貴
	斎園整備室長	高石 英典	食品衛生担当課長	田中 加代子
	動物保護指導センター所長	川西 康隆	高齢福祉課長	清田 信之
	介護保険管理課長	上原 弘之	介護保険事業課長	渋谷 哲一
	障害者自立支援課長	大坪 敬史	こども発達相談室開設準備室長	土肥 慶典
	障害福祉サービス課長	薄田 寛	精神保健福祉課長	小倉 哲也
	障害者相談センタ	檜木 かおり	こころの健康セン	野々村 司

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	一 所 長	タ ー 所 長
	総括主幹	加々美みずほ
審査案件	令和7年度予算 保健福祉局所管	
協議案件	指摘要望事項の協議	
その他	委員席の指定	
主 査 田 畑 直 子		

午前10時0分開議

○主査（田畑直子君） おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会保険消防分科会を開きます。

委員席の指定

委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、まず保健福祉局所管の審査を行った後、指摘要望事項の協議をお願いいたします。

傍聴の皆様申し上げます。分科会傍聴に当たっては、傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

保健福祉局所管審査

○主査（田畑直子君） これより保健福祉局所管の令和7年度当初予算議案の審査を行います。

委員の皆様は、サイドボックスのしおり1番をお開きください。

なお、説明に当たっては、初めに昨年の予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御報告いただき、続いて、令和7年度当初予算議案について御説明願います。

また、時間の都合上、指摘要望事項の読み上げは省略して結構ですので、よろしくお願いたします。保健福祉局長。

○保健福祉局長 保健福祉局でございます。よろしくお願いたします。それでは、座って説明させていただきます。

初めに、予算・決算審査特別委員会の指摘要望事項に対する措置状況について御報告いたします。お手元の資料の、予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況等報告書の5ページをお願いいたします。

まず、令和6年第1回定例会予算審査特別委員会における指摘要望事項についてです。指摘は、発達障害に関する支援についてでございます。措置状況として2点記載しています。

まず、1点目の障害の早期発見、早期支援への取組についてです。

（1）の専門職員の人材育成については、まずア、専門研修として、こども発達相談室開設準備室の心理士などの専門職員が、外部の発達障害に関する専門的な研修や発達検査の実施研修を受講するとともに、受講者が講師となり、学んだ内容について職場研修を実施し、室内での情報共有や室職員の資質向上に努めました。

イのスーパーバイザーによる勉強会は、他自治体などで子供の発達相談支援の経験がある方をスーパーバイザーとして招き、職員向けの勉強会を実施し、知見の向上に努めました。

ウの職員向け研修会は、子供の発達支援に関わる町内職員を対象に、発達障害に関する基礎知識や発達支援の先行事例習得のための研修会を開催し、発達支援に係る市全体のスキルの底上げを図りました。

（2）の関係機関との連携強化については、発達障害の早期発見、早期支援に資するため、就学前後の子供の発達に関する相談支援を担うこども発達相談室と療育相談所、養護教育セン

ター及び発達障害者支援センターとが適切に連携を取れるよう、それぞれの役割の整理やケースの引継ぎ方法などについて調整を進めております。

同様に、児童相談所や区保健福祉センターのほか、保育園、幼稚園、子育て支援施設等とも連絡を取り合い、連携体制の強化に努めております。

次に、2点目の療育相談所の待機期間解消に向けた取組についてです。

療育相談所に未就学児の発達に関する相談が集中していたため、昨年11月1日にこども発達相談室を開設し、医師の診察、診断が必要ない相談に対応することで、待機期間の解消に努めております。

今後も引き続き、早期に必要な支援につながるよう取組を進めてまいります。

なお、これらの予算額については、右側の予算欄に記載のとおりです。

続きまして、19ページをお願いいたします。

令和6年第3回定例会決算審査特別委員会における指摘要望事項についてです。

指摘は、介護人材に関するもので、措置状況として2点記載しています。

まず、1点目の介護人材の現状と課題についてです。

本市の介護職員は、2026年に約1,700人、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年には約4,200人が不足する見込みであり、人材の確保に関して次の3点が課題であると考えております。

(1) 介護事業所の魅力向上については、キャリアパスの明確化や給与、福利厚生の改善など、介護の仕事が求職者の有力な選択肢になるよう、魅力のある介護事業所を育成する必要があります。

(2) 介護職員への支援については、複雑化、多用化する介護ニーズに対応するため、業務効率化と職員の負担軽減を図り、限られた人材でより質の高い介護サービスを提供できるようにする必要があります。

(3) 多様な人材の確保については、多くの方に介護の仕事の魅力を発信するとともに、外国人介護人材の受入れに当たり、日本語学習を支援する必要があります。

こうした課題を踏まえ、2点目は、介護職員や介護事業所への支援など、総合的な取組についてです。

本市により質の高い介護人材が一層集まるような取組を千葉市介護人材対策総合パッケージとして、多面的な事業の実施を継続して実施してまいります。

なお、介護職員の処遇改善については、一義的には国の責任において対応すべきであると考えておるため、引き続き国に対して要望してまいります。

次の20ページに総合パッケージの個別事業を表にまとめたものを記載しております。予算額は、表の右側の予算欄に記載のとおりです。

指摘要望事項に対する措置状況の報告は、以上です。

続きまして、当初予算案の概要について説明いたします。

令和7年度局別当初予算案の概要の16ページをお願いいたします。

なお、予算額は原則として100万円単位で申し上げます。

まず、1の基本的な考え方ですが、少子高齢化に伴い、今後も社会保障費が増加していくことが見込まれることから、既存事業の見直しを行いつつ、年齢や障害の有無などに関係なく、

全ての人一人一人の暮らしと生きがいを共に作り高め合う地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

また、妊娠・出産・子育て世帯への支援、生涯を通じた健康づくり、認知症になっても地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築、強化など、ライフステージに応じた生活を支えるとともに、障害の理解促進、相談体制、就労支援など、社会全体で障害者を支えるための取組を進めます。

これらの取組に重点を置きながら、以下に記載の5項目を施策の柱として各種施策を推進してまいります。

次に、2の予算額の概要ですが、一般会計は1,404億3,200万円で、前年度比5.6%、74億3,600万円の増であり、歳入の主なものは生活保護費収入279億4,300万円などとなっております。

国民健康保険事業特別会計は785億1,400万円で、前年度比3.1%、25億3,800万円の減であり、歳入の主なものは保険給付費等交付金543億3,000万円などとなっております。

介護保険事業特別会計は882億8,900万円で、前年度比4.3%、36億4,100万円の増であり、歳入の主なものは支払基金交付金228億6,400万円などとなっております。

後期高齢者医療事業特別会計は159億9,600万円で、前年度比3.6%、5億4,900万円の増であり、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料135億6,600万円などとなっております。

霊園事業特別会計は10億3,300万円で、前年度比17.6%、1億5,400万円の増であり、歳入の主なものは一般会計繰入金2億8,100万円などとなっております。

17ページをお願いいたします。

3、重点事務事業のうち主な事業について説明いたします。

まず、局課所管分です。(1)生活困窮者対策は、予算額4億800万円で、生活困窮者への経済的、社会的な自立に向けた支援を実施するため、家計改善支援員を増員するほか、離職により住居を喪失するおそれのある方などに対し、住居確保給付金として家賃相当額を支給するとともに、家賃の低廉な住宅へ転居するための初期費用を支給します。

(2)生活保護世帯等に対する学習・生活支援は、予算額8,000万円で、生活困窮家庭などの子供への学習支援や生活支援を実施するとともに、中学1年生への学習意欲の向上に向けた啓発を行います。

また、中学校を卒業した子供のいる生活保護世帯に対し、進路選択を支援する情報提供などを行います。

続いて、健康福祉部です。(1)重層的・包括的支援体制の構築は、予算額5,900万円で、福祉まるごとサポートセンターの相談の増に対応するため、相談支援員を増員します。

また、既存制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、新たに社会参加に向けた支援を実施します。

(2)あんしんケアセンターの充実は、予算額11億3,900万円で、増加する後期高齢者や要支援者などの多様化するニーズに適切に対応するため、専門職を増員します。

18ページをお願いいたします。

(3)むし歯予防フッ化物洗口導入支援は、予算額150万円で、未就学児の虫歯を予防するため、市内保育施設・幼稚園に対して洗口剤の提供や技術的助言など、フッ化物洗口の導入を

支援します。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、予算額9,800万円で、高齢者のフレイル予防を推進するため、専任の医療専門職によるフレイルが疑われる方への保健指導や通いの場での健康教育を実施します。

また、効果的な事業を実施するため、医療や介護、健康審査などのデータを分析し、アウトカム評価を行います。

(5) がん患者支援は、予算額1,900万円で、がん患者の治療と社会参加などの両立、療養生活の質の向上や経済的負担の軽減を図るため、治療に伴う外見の変化に対応するために購入した補装具や若年がん患者の在宅療養に係る費用の一部を助成します。

(6) 受動喫煙防止の推進及び禁煙の支援は、予算額4,100万円で、健康増進法及び受動喫煙の防止に関する条例を適切に運用し、相談、指導、周知啓発を行います。

また、喫煙や受動喫煙による健康被害を防止するため、たばこの健康影響に関する地域の普及啓発を行うとともに、禁煙外来治療費の一部を助成します。

(7) フレイル改善は、予算額1,000万円で、高齢者が地域で自立した生活を維持継続するため、フレイル状態にあり、その改善が必要な高齢者の自宅を訪問し、リハビリテーション専門職による身体機能や生活機能の改善に向けた支援を実施します。

(8) 妊娠・出産包括支援は、予算額9億900万円で、妊娠期からの伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦等に対し経済的な支援を行います。

この妊婦のための支援給付金は、これまでは出産子育て応援プラン給付金という名称で支給していたものですが、本事業が新たに子ども・子育て支援法の中に位置づけられたことにより名称が変わり、対象が拡充されております。

また、産後ケア事業を通じて、産後に安心して子育てできる支援体制を確保し、産後の母親の心身ケアや育児サポートを行います。

19ページをお願いします。

(9) 妊婦乳児健康診査費用助成は、予算額6億4,600万円で、妊婦の保健管理の向上を図るため、妊婦一般健康診査を行うほか、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康審査の費用を助成します。

また、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備し、乳児期の健康管理や異常の早期発見のため、乳児一般健康診査に加えて、新たに1か月児健康診査の費用を助成します。

(10) 育児支援は、予算額430万円で、妊娠中からの正しい知識の普及啓発や育児負担の軽減、子育てに関する不安や悩みの解消を目的に、育児教室や講演会、育児サークルなどを開催します。

また、保護者が協力し合い、安心して出産、子育てに臨むことができるようにするため、土日開催の両親学級について、フォローアップ教室を年6回から9回に増やします。

(11) 検診は、予算額14億5,400万円で、疾病の早期発見、早期治療を図るため、がん検診や歯周病検診などの各種検診を行います。

続いて、医療衛生部です。

(1) 予防接種ですが、記載の予算額は拡充分のみの金額となっており、6,000万円です。帯状疱疹予防接種の定期接種化に伴い、高齢者等を対象に接種を実施します。

(2) (仮称) 動物愛護センター整備は、予算額1,700万円で、動物愛護施策推進のため、(仮称) 動物愛護センター整備に向けた基本設計を実施します。

20ページをお願いします。

高齢障害部です。

(1) 高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)策定実態調査は、予算額750万円で、老人福祉法及び介護保険法に基づく高齢者保健福祉推進計画、第10期介護保険事業計画を策定するため、実態調査を行います。

(2) 介護人材の確保は、予算額5億300万円で、市内介護事業所の管理者を対象に、介護現場の生産性向上と労働環境改善に関する知識を身につける機会として、DX研修やメンタルヘルス研修、カスタマーハラスメント研修を実施します。

(3) 特別養護老人ホーム整備費助成は、予算額3億1,500万円で、介護基盤整備を促進するため、建設費と開設準備経費を助成します。

(4) こども発達相談室運営は、予算額2,700万円で、発達障害の早期発見、早期支援につなげるため、こども発達相談室において未就学の子供の発達に不安を抱える保護者からの相談に対応し、支援を行います。

また、言語の発達の遅れや構音障害、吃音などに対する相談体制の強化を図るため、言語聴覚士を新たに配置します。

(5) 障害者計画等策定に係る実態調査は、予算額340万円で、障害者基本法に基づく第7次障害者計画、障害者総合支援法に基づく第8期障害福祉計画、児童福祉法に基づく第4期障害児福祉計画の3つの計画を策定するため、実態調査を行います。

21ページをお願いいたします。

(6) 盲聾者実態調査は、予算額320万円で、盲聾者への支援策を検討する際の基礎資料とするため、実態調査を行います。

(7) 処遇改善加算取得支援は、予算額70万円で、市内の障害福祉サービス事業所に対し、処遇改善加算の取得を支援するため、アドバイザーの派遣を行います。

(8) 障害者基幹相談支援センター運営は、予算額2億8,100万円で、幅広いニーズに対応し、より迅速な支援を担うため、専門職員を増員します。

(9) 療育センターの仮移転は、予算額2億8,900万円で、療育センターの大規模改修期間中、仮設のプレハブで運営を継続いたします。

説明は、以上です。

○主査(田畑直子君) それでは、これから御質疑等をお願いしたいと思いますが、審査の初日となりますことから、委員の皆様に申し上げます。

御発言の際には、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べてください。いずれも答弁並びに意見、要望を含め45分を目安とさせていただきます。なお、10分くらい前になりましたら、残り時間のお知らせを行いますので、時間内で御発言をまとめていただくよう、御協力お願いいたします。

また、委員の皆様には、令和7年度の予算審査であることを十分踏まえ、御発言いただくとともに、指摘要望事項に対する措置状況への質疑や御意見等もありましたら、併せてお願いいたします。

なお、委員外委員が質疑を希望した場合の取扱いは、当分科会の委員の局ごとの質疑が全て終了した後に協議、決定いたしますので、御理解をお願いいたします。

また、所管におかれましては、簡潔、明瞭な御答弁をお願いいたします。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。野島委員。

○委員（野島友介君） 一問一答でお願いいたします。

まず、がん患者支援についてなんですけれども、アピアランスケアの支援というところで、今年度は、ウィッグなど胸部補整具、エピテーゼ、それぞれ件数が違うと思うんですけれども、これは何か理由があるのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

アピアランスケアに関することですが、まずウィッグにつきましては、今年度の申請状況を昨年度と比較すると若干減少しておりますけれども、毎年350件前後で推移しておりますことから、来年度も同程度のニーズがあるものと考えております。

胸部補整具やエピテーゼにつきましては、令和5年度9月補正予算で新規に補助対象といたしまして、周知が進んできたことにより増加したものと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次に、ウィッグとかの制度を開始して以降の申請件数とか、今年度までの胸部補整具と、エピテーゼについてもお示してください。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

ウィッグの申請件数は、制度を開始いたしました令和3年度が9月からの開始による約半年分で155件、令和4年度が340件、令和5年度が378件、令和6年度、今年度は1月末の時点で305件となっております。

また、胸部補整具の申請件数は、令和5年度が10月開始による約半年分で28件、今年度、令和6年度が1月末時点で91件、同じくエピテーゼは令和5年度が約半年分で3件、令和6年度が1月末時点で7件となっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） エピテーゼのほうは少しずつ増えている感じですかね。

次に、申請者から申請方法とか、助成額がどれくらい足りているのかとか、そのような御意見があればお示しいただきたい。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

申請方法につきましては、窓口でございます各区健康課に申請に来た際に、不安や悩みなどをお聞きし、丁寧な対応に努めており、特段の意見は寄せられてはおりません。

また、令和5年度補正予算におきまして、胸部補整具やエピテーゼを新規に補助対象としたことに併せまして、ウィッグの補助上限額を増額したほか、補助率も10分の10としたことから、助成額についての御意見も特に寄せられてはおりません。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） では、周知が進んできたということなんですけれども、周知方法についてはどのようなことを、ポスターを提示したりとかがあるかと思うんですけれども、特段どのようなことをやっているかとかが分かれば、お願いします。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 周知方法につきましては、市内に、がん患者支援センターという、医療機関が開設しているところがあるんですけれども、そちらなどにパンフレット、チラシ等を配布するほか、市のホームページや健康課の窓口のほうでチラシ等の配布に努めております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。あと1つお聞きしたいのが、もし申請した後、残念ながらお亡くなりになってしまったとか、そのような方は受け取ることができるのかお聞きしたいです。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課です。

残念ながらお亡くなりになった方というのと、やはり少なからずいらっしゃいます。そのような方につきましても、申請した時点で御存命でしたら、支給するという形で事務処理のほうは行っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 少しでも患者がその人らしく生きられることを目指すためのアピアランスケアだと思いますので、以前、男性の申請がまだまだ少ないというお話も聞きましたので、自分らしさの創出や、他者との対等な関係性とか、変化する不安、これは老若男女不問だと思いますので、今後、男性のがん患者への周知も引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、受動喫煙防止の推進及び禁煙の支援というところなんですけれども、受動喫煙対策支援員というのは、そもそも何を行っているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

受動喫煙対策推進員とは、受動喫煙対策室に所属する会計年度任用職員で、市内の事業所や飲食店を巡回訪問し、受動喫煙に関する規制内容の周知や喫煙環境の調査等を行うとともに、受動喫煙以外の通報対応を行っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） では、店舗へ訪問してどういった指導をしているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

訪問についてですが、リーフレット等を用いて、法令の規制内容について周知するとともに、

法令への適合状況を確認し、違反を確認した場合は、違反是正の助言、指導を行っており、法令違反が解消されるまで繰り返し訪問しております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、受動喫煙の通報をもし受けた場合の対応はどのようなことをしているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

通報対応につきましては、通報いただいた情報に基づき調査の上、必要に応じて訪問して指導等を行い、是正を図ります。初回の訪問で違反が解消されない場合は、法令違反が解消されるまで繰り返し訪問しております。

また、路上喫煙は環境局、公園は都市局と連携し、違反是正に向けた対応をしております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。路上喫煙のほうも、中央区でいいますと富士見町とかがかなりということで、これは連携して行っていただきたいと思えます。

あと、禁煙外来治療費助成数というのはどれぐらいの数か、お示しいただきたい。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

助成件数ですけれども、令和3年度が29件、令和4年度が32件、令和5年度が84件、令和6年度は1月末時点で59件となっております。

なお、令和4年度から対象者を妊婦と同居、または15歳以下の子供と同居する市民から市内在住者に拡充しております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと助成した年代というのが何か分かればお示しいただきたい。分からなければ後で。

○主査（田畑直子君） いかがですか。後ほどの資料提供にしますか、それとも今お答えいただくか。健康推進課長。

○健康推進課長 後ほどということにさせていただきます。申し訳ございません。

○主査（田畑直子君） では、資料提供ということでよろしいでしょうか。委員の皆様、必要な方は挙手をお願いしますでしょうか。挙手をされた人数分をお願いします。

では、続けて質問を野島委員、どうぞ。

○委員（野島友介君） 受動喫煙に関してですけれども、飲食店などで喫煙専用室というのを設けておりますが、やはり受動喫煙のおそれはなくなっていないかと。先ほどのがん患者とかぜんそく患者を受動喫煙から守るには、経営規模にかかわらず飲食店の全面禁煙が必要なのかと思っております。

飲食店で客足が落ちるといふようなことの懸念も出されていますけれども、WHOが実施した国際調査では、レストランやバーを法律で全面禁煙しても減収はないと結論づけております

ので、このようなことも店舗に周知していただきたいと思います。

あと、加熱式たばこのほうも、主流煙にニコチンなど健康に被害を与える物質が含まれまして、それを吐き出す呼出煙にも有害物質が含まれるということで、たばこ業界の中には加熱式たばこに軸足を移して、製造や販売を加速するような動きもありますけれども、こちらのほうもやはり通常のたばこと同等の考え方が必要かと思っておりますので、こちらも周知していただければと思います。

次、医療衛生部の感染症対策について伺います。

千葉市の結核などの2類感染症と言われるところ、この状況がどのようなところか、お示しいただきたいと思っております。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

本市の2類感染症につきましては、過去10年間、結核以外は発生しておりません。結核の新規患者数につきましては、平成29年以降減少傾向にありまして、令和5年、これは1月から12月の暦年になりますけれども、68人ということでした。

令和6年につきましては、前年より若干増えまして、現在のところまだ確定数ではありませんけれども、84人ということになっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。やはり少しずつ増えているのかどうかというところですか。

次、結核対策というのはどのようなことをやっているのかというのをお示してください。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 結核対策につきましては、患者、あるいは患者の周囲にいる方に対する検診を実施しております。そのほか、結核患者が確実に薬を服用できるようにするため、保健師や看護師の面接等を行い、服薬状況の確認を行っております。

また、結核のリスクが高いとされている無料低額宿泊所の入所者や、日本語教育施設の就学生を対象とした検診も行っております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと1つ、結核患者の年代というのは調べて分かっていたりしますでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 結核患者の年代につきましては、やはり高齢の方が多くて、半数以上を占めているような状況です。ただ、今、外国出生者の方の結核患者が増えているんですが、外国出生者に限っては割と20代から40代ぐらいの若い方が多いという状況でございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。毎年約1万人が新たに結核を発症して、その中で1,500人ぐらいが亡くなっているというようなことを報道で見ましたが、やはり正しく病

気を知るといふこと、正しく恐れるといふことが大事かと感じました。

今ありましたけれども、やはり高齢者の方が多いといふことで、6割ぐらいがそういう高齢者だといふことのでございましたので、先ほど言っていましたけれども、無料低額宿泊所などの検診とか、そのようなところをしていっていただきたいと思ひます。

次に、インフルエンザやコロナの感染状況、今千葉市はどうなっているのかお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

インフルエンザにつきましては、昨年の末に患者が急増しまして、過去10年間の同時期と比較すると最多という状況になりましたが、今年に入ってから減少しまして、最近では例年より患者数が少ない状況になっております。

また、新型コロナウイルス感染症の患者報告数につきましても、例年と比較しますと少ない状況でございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、今年に入って、中国でヒトメタニューモウイルスというのが、NHKの報道で見たんですけども、この感染症の状況は、千葉市でどのよふな状況か、お示してください。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 ヒトメタニューモウイルスによる感染症につきましては、現時点では感染症法に基づく届出の対象ではないため、発生状況については厳密には把握できていない状況です。

ただ、国においては今後、呼吸器感染症で届出が必要な範囲を拡大する予定ですので、その動向を踏まえて千葉市としても適切に対応してまいりたいと思ひます。

なお、令和5年度には医療機関からの検査依頼の中で、ヒトメタニューモウイルスを検出した事例が1件ございました。また、今年度に入りまして保健所のほうにヒトメタニューモウイルスの感染対策について相談が2件ございました。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 今後の国の動向を見守るといふようなことなのかと思ひますけれども、インフルエンザと比較してやはり3月、4月にヒトメタニューモウイルスが増えていくといふことで、高熱もやはり出たりといふことで、誰でも感染するし、高齢者も重症化するといふようなことなので、インフルエンザも同様ですけども、高齢者施設などでは特に注意が必要なのかと思ひます。

市内の方で、やはり報道を見て心配されている方が確かにいらっしゃいましたので、こちらでも正しく病気を知るといふ意味で周知をしていただければと思ひております。

続きまして、I H E A T要員の募集の状況、今どうなっているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 健康危機管理課です。

I H E A T要員につきましては、現在市のホームページで募集を行っております。現時点では10名程度の方が御登録いただいているような状況です。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 本来はどれぐらいの登録を目指しているのか、分かれば一緒をお願いいたします。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 登録人数の目標については、何人ということは設定してございませんけれども、コロナのような新興感染症が発生したときに、保健所の業務を手伝っていただける方ですので、そのために必要な人数は引き続き募集していきたいと考えてございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 募集していただければしていただけるほどいいということなんですかね。

では、業務に従事した場合に、どのような補償制度があるのかというのもお示してください。

○主査（田畑直子君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 I H E A T要員の方に勤務していただく際には、本市の会計年度任用職員という取扱いになりますので、会計年度任用職員として仮に勤務中にけがをされたりということがありましたら、療養ですとか休業に対する補償の対象となってございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

次に、霊園についてです。今、樹木葬の応募がかなり増えているというような感じですが、本年度の応募の状況がどうだったか、あと合葬墓のほうの応募の状況もどうだったか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

平和公園の樹木葬墓地と桜木霊園の合葬墓の応募の状況でございますが、今年度の状況について申し上げますと、平和公園の樹木葬墓地は、募集が700体に対しまして応募が4,051体分、応募倍率は5.79倍となっております。また、桜木霊園の合葬墓でございますが、募集が500体に対しまして応募が3,801体、応募倍率が7.60倍となっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 今後の見通しというのはどのようなことを考えているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 合葬式墓地の人気は、引き続き高いものと考えておりますけれども、墓地の必要度が高いと思われる方、既に焼骨をお持ちの方ですとか、単身の高齢者等の申込区分につきましては、全員を当選するなどの対応を図っております。

今後も引き続き応募状況等を踏まえた柔軟な対応を図りまして、市民の墓地需要に長期的かつ安定的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。柔軟なというところですけども、来年度の供給数というのは決まっていたりしますでしょうか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 現時点ではまだ、どのような形で募集をかけるかというのは決まっておりません。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、合葬式樹木葬を利用されている方で、何か声が挙がっていたりしますでしょうか。何かあれば。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 やはり今入っているお墓から樹木葬墓地と合葬墓に移したいという声ですとか、申し込むにはどうしたらいいかという問合せは、日々こちらにも寄せられておりまして、人気の高さというを感じているところでございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） その辺は柔軟に、供給数の部分も含めてお願いしたいと思います。

次、高齢障害部、介護人材の確保について伺います。

今年度から処遇改善加算等取得支援というのが始まったかと思いますが、アドバイザーの派遣でどれぐらいの件数があったのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

アドバイザーの派遣件数でございますが、派遣の希望がありました事業所、申請があった19事業所についてアドバイザーの派遣を行っているところでございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 効果のほうはどうだったか、事業所からどのような声があったのかというもお示してください。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

効果のほうでございますが、現在支援を受けた事業所のうち、1事業所で新たに処遇改善加算を取得したと聞いております。また、その他の事業所におきましても、現在取得に向けて対応しているところでございます。

それと、事業者からの声でございますけれども、今後、アンケート調査を実施しまして、お聞きしていく予定でございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 19件中1件で取得できたということですが、少し少ないような気がしますけれども、こういった理由で取得につながっていないのか。派遣する回数が2回ということで、それが少ないからなのか、どのような理由が考えられるか、お示しいただきたい。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

2回の派遣回数でございますが、これは一通りのことが説明できて、足りていると聞いております。やはり用意するもの、就業規則ですとか、そういった資料を作る必要があるのですが、少ない人手でそういった資料を作るのに時間がかかるということで、多少加算を取るまでに時間がかかっていると聞いております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） やはり少ない人員で加算を取るというのがどれだけ大変なのかというのが少し分かったような気がします。

続いて、介護現場の労働環境改善ということですがけれども、この中にカスタマーハラスメントというところがありますけれども、介護現場でハラスメントの実態というか、どのようなことがあるのか、実例があればお願いいたします。

○主査（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

令和2年度に市内事業所で勤務する方々にカスタマーハラスメントに関する実態調査を実施しましたところ、利用者からハラスメントを受けたことがあると回答した方は、回答者の約6割を占めました。

主なハラスメントの内容としましては、攻撃的に大声を出されたが最も多く、次は身体的暴力を振るわれたでした。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 今回のものは、職員向けにはやらないというか、そのような形になるんですかね。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

今回の研修は、事業所の管理者層に向けての研修になります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。まずは管理者がということなんだろうけれども、従業員向けにもやはり研修というのを行って、私はハラスメントを受けているのかどうかということもまず理解することが職員にとって必要なのかと。それが適切な行動につながるのではないかと思いますので、そちらのほうもぜひ検討していただきたいと。事業所内でやるのが確かなことなんだろうけれども、よろしく願いいたします。

次、中堅職員向けのキャリアアップ研修ということですがけれども、研修の受講者数はどうな

っているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

中堅職員向けキャリアアップ研修受講者数でございますが、32名の方が受講されております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） では、受講者の声何かあれば。あと、その後、受講した方で離職とか、そのようなことをしていないのかという、後追いのほうはどうでしょうか。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

受講者の声でございますが、チームケアに必要なことについて、改めて考えるきっかけになったりとか、リーダーの在り方について勉強になったなど、前向きな意見を多数頂いているところでございます。チームリーダーとしての理解、それから職員間のコミュニケーションの向上に役立ったものと認識しております。

また、研修後の離職等の状況については、後追いの調査は行っておりません。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。介護の仕事から違う職種へというような方のお話も時々聞くんですけども、千葉市で介護から違う仕事をといるところに転職する方というのはどれぐらいいるのか、把握していますでしょうか。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

転職についてのデータでございますけれども、介護の職場から他の業種への転職状況についてのデータはございません。しかし、市内の施設の方々からは、介護の仕事を辞めて他の業種に転職するのではなく、より条件の良い施設、事業所に移る場合が多いとのお話を伺っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。私の周りの方でいいますと、夜勤がない職種とか、体調を治すために一度介護を離れるというような話も聞いたり、あとは給料の面で一番お話が出ていまして、介護をやるぐらいならコンビニで働くみたいな方も確かにいらっしゃるので、そこら辺はこれから改善というのを考えていかなければいけないと思います。

次に、合同就職説明会は毎年行っているということですが、どのようなことを行っているのかということと、就職につながった人数がどのぐらいなのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

合同就職説明会でございますが、ハローワークと連携しまして、年に2回開催しております。介護事業を運営します法人がブースを設けて、求職者に対して介護、福祉の仕事の詳しい説明

を行っております。

また、相談コーナーを設けまして、福祉の職場での働き方、資格取得に係る相談なども受け付けております。

就職につながった人数でございますが、令和5年度の実績ですが、参加者169人に対しまして就職者が8人でございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） こちらもやはり就職につながっているのはなかなか難しいのかと。出展する法人は大体40社前後ということですかね。やはりかなりの法人が出展しても、そこで獲得するのはそのうちの4分の1ぐらいということで、難しいということがはっきりと分かりました。

合同企業説明会で介護事業所のブースだけに学生が来ないなんていうお話も聞きますので、やはり介護の魅力があまりにもないというのが伝わってまいりました。

それに付随して、中学生向けの介護職の魅力向上パンフレット配布というのも今年度行いましたが、その反応はどうだったか、今後の拡充の見通しはどのようなことがあるか、お示しくください。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

パンフレットの配布事業でございます。パンフレットには介護の仕事をイラストを用いて分かりやすく説明した記事、それから実際に介護職員として働いている方へのインタビューなどを掲載しております。

中学1年生の職業調べといった学習で活用することを想定して、各中学校に配布したところでございます。現在、活動結果のアンケート調査を行っているところです。

今後の見通しですけれども、アンケート結果を踏まえて今後拡充等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 私もこのパンフレットを拝見しまして、すばらしい内容で、あとインターネットの動画でも2人のインタビュー記事も載っていましたが、本当に介護の現場の話を魅力的に話されていたので、これが何とか広がっていけば、少しずつ魅力向上につながっていくのかと思います。

介護の仕事の魅力の内容を本人から直接聞くという機会もどこかであるといいのかと。先ほどの合同就職説明会とかで、事業所の所長が行くのではなくて、介護の現場の人間が行くというようなところも少し考えていただきたいと思います。

あと今回、高齢者eスポーツ普及についての予算は出ていませんが、今年度の効果と今後の対応はどうなっているのか、お示しくください。

○主査（田畑直子君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

今年度、eスポーツにつきましては、新規で機器の購入等を行いましたので、来年度、追加

の機器の購入等はありませんので、特に予算上は計上されておりませんが、今年度の機器を使いまして、来年度も事業を実施したいと考えております。

今年度購入しました機器は、いきいきプラザ・センターの中だけでなく、町内会館とかマンションの集会所などに職員と共に出張して、利用者の増につなげている、そういったところに力を入れているところをごさいます、昨年12月までの9か月間の利用者数ですが、昨年度に試験実施した際の利用者の約5倍に相当する、延べ1万人以上の利用があるという状況です。

eスポーツは、画面を見て、音を聞きながら体を動かすということ、また皆で楽しく参加できるというコミュニケーションの向上が見込めるということで、心身の維持向上に効果があると考えております。

また、利用者の数ですけれども、同じいきいきプラザ・センターと比較しますと、ゲートボール場の利用者、ゲートボールは大変人気があるわけですけれども、ゲートボール利用者の利用者数を超えている水準でございます。実際にプラザ・センターの利用者の増加にもつながる、そういう効果も表れているということをごさいます。

今後でございますが、今年度導入した機器をより多くの方に利用いただきますように、講座、イベントの開催、出張によるサービスなども力を入れていくとともに、出張講座の開催にはあんしんケアセンターの生活支援コーディネーターと連携することで、出張の依頼の増につながるというケースも多うございますので、関係機関との連携も強めてまいりたいと思います。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 高齢者がeスポーツをするというところで、本当に素晴らしい企画で、ただ目や腰に負担がかかっていますみたいな御意見もありまして、見るプレイということで、座ったままで腰が痛いというような話もありましたので、そこら辺に配慮していただいて、定期的に休憩したりという配慮をしていただければと思います。

次に、療育センターについてなんですけれども、以前待ち時間がかなり長期にわたっておりましたが、その後、こども発達相談室などができての状況で、待機期間はどのような状況か、お示してください。

○主査（田畑直子君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

療育センターでの初診までの待機期間ですが、1月末現在で約2か月となっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） かなり短縮されてきているということで、ありがとうございます。

最後に、自殺対策というところで、まず、こころと命の相談室の相談者の数がどうか、あと、相談待ちの待ち時間があるのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

こころと命の相談室の相談件数は、令和4年度が588件、令和5年度が544件、今年度は12月末までで433件とおおむね横ばいで推移しています。相談の予約状況には多少の空きがございますので、新規の相談者でもし都合が合えば、当日を含めおおむね1週間以内に予約が可能

な状況です。

以上です。

○主査（田畑直子君） 残り10分を切りましたので、お伝えします。

では、野島委員、お願いいたします。

○委員（野島友介君） 自殺の問題ですけれども、本市では自殺死亡率というところで数値目標を出しているようなんですけれども、数値の根拠と現状の数値はどうなっているのか、お示しいただけますか。

○主査（田畑直子君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

第2期千葉市自殺対策計画で自殺の死亡率の目標値を定めておりますけれども、計画策定時の自殺死亡率が18.4、これが目標が令和6年から令和8年の平均で13.0以下にすることを目標としております。

この目標数値の設定につきましては、国の自殺総合対策大綱の目標値を参考に、同程度低減させるという目標で13.0という数字を設定しております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） かなり数字は高くなっているんですかね。政令市でどれぐらいというか、一度最下位になったというようなお話も聞きましたが、今どれぐらいの順位になってますか。

○主査（田畑直子君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

おっしゃられたとおり、令和元年に自殺死亡率17.3を記録しまして、政令市20市でワースト1を記録しています。それ以外の年につきましては、おおむね中ぐらいから少し上、少し下、年によってばらつきが大きいような状況です。

令和5年の状況で申しますと、千葉市の自殺死亡率は15.2ということで、下から5番目、割といいほうだったという状況です。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。大阪市が例年ワーストというようなことも見ましたが、先月ですか、年間自殺者数が少し減って2万169人となっていましたけれども、その中で10代の自殺が増えているということで、10代の死因で、G7で日本だけが自殺が1位になっているということもありますので、あと要因というか、動機もインターネット上のトラブルというのが増えてきているというような話だったり、やはり不明というのが一番多いという話ですけれども、自殺した子供たちの背後にある問題というのを考えていく必要があると思いました。

最後に、ギャンブル依存症の自助グループについてということで、昨年的一般質問で取り上げましたが、その後の家族会との強化はどのようなことを行われているのか、お示してください。

○主査（田畑直子君） こころの健康センター所長。

○こころの健康センター所長 こころの健康センターです。

来年度は、ギャンブル等依存症をテーマとした市民向け講演会を開催するとともに、本人向けの回復プログラムの試行実施を検討するなど、対策の強化を図ってまいります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。今後もギャンブル依存症の自助グループ、家族会との連携を強めていっていただきたいと思います。

質問は以上です。

○主査（田畑直子君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） よろしくお願いいたします。大きく4つの観点から、一問一答で伺っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、共生社会の実現というテーマで伺っていききたいんですけども、特にコロナ禍以降、家族のつながりや地域の支え合いというのは非常に希薄になっておりまして、孤独、孤立、生活困難を抱える人の支援というのが、社会保障における重要な課題になってきております。

今回の予算を見ましても、生活困窮者の自立支援相談ということで、家計改善支援員が増員されているほか、生活保護世帯等に対する学習、生活支援において相談支援の充実が図られております。

また、重層的・包括的支援体制においても、福祉まるごとセンターの相談支援員の増員が図られておりまして、一定の評価をしておるところでございます。

このテーマで、国の法律との関係といたしますか、連動といたしますか、そこだけ確認しておきたいと思っております。

ちょうど生活困窮者対策という点でいきますと、今年の4月施行になりますけれども、新年度の4月から施行になりますけれども、生活困窮者自立支援法改正がスタートするわけでございます。ある意味、法律のポイントと本市予算との関係性といたしますか、そこら辺をまずお聞きしておきたいと思っております。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

令和6年4月に生活困窮者自立支援法が改正されております。この法改正の趣旨につきましては、単身高齢者世帯の増加等を踏まえまして、住宅確保が困難な方への安定的な居住の確保の支援、また生活保護世帯の子供への支援の充実等を通じて、生活困窮者の自立のさらなる促進を図ることとしております。

主なポイントとしては3点申し上げます。

1点目は、居住支援の強化のための措置でございます。

こちらにつきましては、今回住居確保給付金におきまして、これまでの住居喪失するおそれのある方への家賃相当額の支給に加えまして、新たに家賃が低廉な住宅への提供によりまして、安定した生活環境が実現するよう、転居のための初期費用の支給が新設されたところでございます。本市の予算につきましては、住居確保給付金全体で7,041万9,000円となっております。

2点目は、子供の貧困への対応のための措置でございます。

こちらは、生活保護世帯の中学校を卒業した子供、またその保護者に対しまして、学習・生

活環境の改善に向けた働きかけや、奨学金などの進路に関する情報提供、また利用の助言などを行う子供の進路選択支援事業が新たに設けられたところでございます。これまでの生活保護世帯等学習生活支援事業と一体で、令和7年度実施を予定してございます。

こちらの予算につきましては、8,000万円となっております。事業費につきましては、令和6年度と同額となっておりますが、子供の進路選択支援事業につきましては、アウトリーチ支援を主体として実施する予定でございます。

こちらは、生活保護世帯と学習生活支援事業と一体で実施することによりまして、事業の効率化を図って、前年度と同額の予算での実施が可能となると考えてございます。

また、実施に当たりましては、プロポーザルによります事業者からの企画提案の内容も踏まえまして、ケースワーカーと受託事業者の連携によります家庭訪問や電話などの方法での個別の相談支援を予定してございます。

3点目は、支援関係機関の連携、強化等の措置でございます。

こちらは、生活困窮者を対象にした就労準備支援、家計改善支援、居住支援を行う事業につきまして、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みとなって、両制度間の連携を強化するものとなっております。

こちらは、予算におきまして家計改善支援員を1人増員して、事業全体で2,834万6,000円となっております。

これらの法改正に伴う事業の拡充によりまして、生活困窮者に対する切れ目のない支援を実施することで、生活困窮世帯のさらなる自立の支援に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。思った以上に丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。国の法改正と非常に連動した形で、本市としても予算を見立てているというのがよく分かりました。着実な推進をお願いしたいと思います。

もう1つの法律で、これは昨年の4月に施行されておりますけれども、孤独・孤立対策推進法というのがやはり策定されています。国の計画などを見ますと、先ほど答弁にちらっとありましたけれども、単身高齢者が非常に増えているということで、ここの支援強化だとか、一方で若年層にも、今非常に広がりを見せていると言われておりますけれども、市販薬、処方薬の過剰摂取、オーバードーズ、こういった問題なども背景にしながら、やはり若年層にも支援が必要だと。

今回の重層的・包括的支援体制の取組を見ますと、あらましにも書いてありますけれども、新たに社会参加に向けた支援を実施するというようなこともございますので、ある意味、国の法律との関係性というものもあるのかと思ひまして、孤独・孤立対策推進法を受けての本市の取組というのはどういうものがあるんですかということと、こういった重層的・包括的支援体制、福祉まるごとサポートセンターとの関係性みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

孤独・孤立対策推進法を直接的に受けてというわけではないんですけれども、法の基本理念

に沿った支援ということをおきましては、福祉まるごとサポートセンターで行っているアウトリーチなどはそれに挙げられると思っております。

福祉まるごとサポートセンターで実施するアウトリーチにおきましては、自ら支援を求められないという方とか、支援につながりづらいケースについて、御本人と信頼関係を築きながらというところから始めまして、時間をかけて信頼関係を築いた後に、地域とか関係機関と共に支援につないでいくということをやっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。福祉まるごとサポートセンターもスタートしてまだ間もないということもありまして、本当にこれからの展開を期待しながら見守っているという状況でございます。

今、国のほうでも先ほど申し上げたような法律が整備されるだとか、社会的な様々な問題が本当に複合化、多様化しております。こうしたものに適切に対応していくために、地域だとか、地域の近くにある機関といかに密接に連携して、解決にたどり着けていくかということがまさに大きな鍵でございます。

現在の千葉市の福祉まるごとサポートセンターは1か所集中型ということになっておりますけれども、これまでも会派で推進を求めてきましたコミュニティーソーシャルワーカーとか、様々な支援機関があるわけでございます。効果的に柔軟な連携をしっかりと進めながら、本市ならではの包括的相談伴走型の支援の確立というのを求めておきたいと思えます。

続いて、2つ目が超高齢社会の対応という観点でございます。

釈迦に説法でございますけれども、今年の9月段階で総人口に占める65歳以上の割合が29.3%ということで、一般的に65歳以上の割合が7%で高齢化社会、14%で高齢社会、21%で超高齢社会という7倍の倍数でいきますと完全に28も超えているところで、ウルトラ高齢社会などと最近と言う方もいらっしゃるわけでございますけれども、当然ながら2025年を迎えて要介護者、また認知症の人の増加というのが今懸念されております。

そこで、介護人材の確保というところがやはり問題になってくるわけでございまして、この点で1点確認しておきたいと思えます。様々ないろいろな報道、また現場で確認したところで、ケアマネジャーの人手不足というのが非常に深刻だという話も聞きます。一通り人材確保に対して様々な予算措置が図られているのは承知しておるんですけども、ケアマネジャーというところに絞って、人手不足の実態といいますか、どのようなものなのかという御認識と何か対策みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○主査（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

今在宅で生活している要介護認定者の方の数は約3万2,600人でありまして。それに対して市内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャーの数は861人となっております。ケアマネジャーは、指定基準上44人分の要介護者のプランを担当することができるとされておりますので、現在のケアマネジャーの数からいけば約3万8,000件のプランを作成することができます。そのため要介護の方については、ケアプランを作成するケアマネジャーがいない状況にまでは至っていないと認識しております。

しかしながら、高齢化の進展に伴いまして、要介護者が増加していくことが見込まれますので、主任ケアマネジャーの研修受講費用を助成するなどの取組により、人材の確保や質の高い介護サービスの提供につなげてまいりたいと考えています。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。意外と千葉市の場合はまだ余裕があるというわけではないんですけれども、範囲内なのかと認識しました。とはいってもというところでも答弁があったとおり、様々なケアプランの作成などにもAIとかICTを使うような形で先進的に取り組む事例なども出てきておりますので、ぜひ働く環境、また実際の現場のニーズといいますか、そういったところの声も聞いていただきながら、人材確保という意味で後押ししていただけるような取組もぜひお願いをしたいと思います。

当然、介護というテーマでいきますと、介護予防も必要なんですけれども、やはりフレイルの改善、こちらも重要でございます。今期委員会としてもフレイル改善における通いの場の健康教育というのも視察させていただきましたけれども、非常にすばらしい取組だと思いますので、ぜひ着実な推進をお願いしておきたいと思います。

それから、2025年といいますと、もともと地域包括ケアシステムというテーマになりますけれども、2012年にスタートしてということで、もともと目標年次を2025年としてスタートした地域包括ケアシステムになります。

では、2025年を迎えてこれからどうするのかというようなところが非常に重要なのかと思っております。地域包括ケアシステムの中核を握るのが在宅医療、介護の連携だと会派としても捉えておきまして、ここに関しては様々これまでも提案を行ってきました。

1点、会派の質問からの関連で確認しておきたいんですけれども、多職種連携におけるICTの活用という点でございます。千葉市としても、何か連携するシステムを立ち上げて動かしていただいているというのは認識しておるんですけれども、国のほうでも様々なマイナンバーを活用した新しいシステム開発を行っているということも聞いておきまして、千葉市として多職種連携のICT化の推進、国の開発状況なども含めてどのような状況なのか、確認させていただきます。

○主査（田畑直子君） 在宅医療・介護連携支援センター所長。

○在宅医療・介護連携支援センター所長 在宅医療・介護連携支援センターでございます。

多職種連携のICT化につきましては、令和4年度より市民医療機関、介護事業所などが必要なサービスに関する情報を適切に利用できるよう、医療・介護情報管理システムを運用しておりまして、専門職を中心に活用いただいているところでございます。

また、国では現在、介護情報地盤ですとか電子カルテ情報共有システムなどによる全国医療情報プラットフォームの構築を進めておりまして、このプラットフォームが稼働いたしますと、マイナポータルを通じて、医療・介護情報を本人だけではなく医療機関、介護事業所などが電子的に共有できるようになると認識しております。

在宅医療・介護連携の推進においても、この効果は非常に大きいと期待してございまして、国での議論など注視をしていきながら、適切に対応できるように進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ぜひ国の動きを的確にしっかり捉えながら、本市のシステムにも反映させていけるようお願いしたいと思います。

また、在宅医療・介護の連携の中で、やはり今までも指摘されているのが、専門職の方々が、人生会議などの話し合いを促していくことが非常に有効だということで、議会質問の中でも意思決定支援の手引というのを作成して、たしか昨年度末ぐらいまでにつくって展開するというような議会答弁があったかと思いますが、ACP、人生会議の推進という意味で、手引の活用状況はどのような感じなのかお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 在宅医療・介護連携支援センター所長。

○在宅医療・介護連携支援センター所長 在宅医療・介護連携支援センターでございます。

令和5年度に当センターにて専門職向けの意思決定支援の手引を作成したところでございます。この手引は、専門職の方が実際に意思決定支援を行う上でいろいろなケースごとに分けて、事例等も踏まえながら、いわゆる理論的な部分も含めて御紹介したのになってございます。

この手引を広く専門職の方に周知しておりまして、例えば、看護師の研修などで手引をテーマに連続の講座等を行っていただいたりということで、いろいろな団体と連携しながら、手引の活用を図っているところでございます。

また、年度内にもこの手引を活用して研修会を開催しまして、その動画を今後アーカイブで配信したり、さらなる活用について進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。ACP、人生会議には、非常に重要な取組としてさらなる普及を期待しております。

高齢社会の点で、3点目に確認しておきたいのが、認知症の対策ということになります。

1点目が、過去に議会質問などでも盛んにぜひこういう取組をとということで求めてきたものが2つ、1つは本人ミーティングです。ちょうど昨年末も国のほうで認知症基本法を受けての計画が策定されておりますけれども、当事者の声は非常に重要だということで、随分前だったと思いますけれども、議会の中で本人ミーティングのような形で展開していくことが必要だということを訴えさせていただいてまいりました。本人ミーティングの現状と今後についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

本人ミーティングの現状と今後につきましては、本人ミーティングとは認知症の当事者同士が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域の在り方を話し合う場であり、令和5年度の実績としましては15回、令和6年度12月末時点で17回ほど既に開催されているほか、昨年も実施いたしましたイオン幕張新都心店での蛭子能収さんの講演会を開催しており、今後も引き続き認知症本人からの発信について支援してまいります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ぜひよろしくお願ひいたします。

もう一点が物忘れチェック事業でございます。早期発見、早期対策のために、対応のために必要な事業として昨年度ぐらいいから始まっておるとは思いますけれども、物忘れチェック事業の新年度予算にも含まれておりますけれども、現状と今後について、こちらも確認させていただきます。

○主査（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

物忘れチェック事業の状況と今後についてですが、令和5年度の実績としましては、健康診査等の問診票で認知症の疑いがあるとされた、いわゆる本事業の対象者が2,489人でした。そのうち375の方が市内のかかりつけ医などで物忘れチェックを受診されました。受診率としましては15.1%となっております。

今年度においては、まだ11月末時点なのですが、1,207の方が対象となり、そのうち48人の市民の方が受診しております。

今後は、やはり一昨年からはじめた事業ですので、事業の周知により受診率向上に努めるとともに、医師会の協力の下、幅広く受診できる医療機関を増やしてまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 本当に早期発見というのが非常に重要な取組になりますので、今運用して1年少々でございますでしょうか。制度の内容もよく見ながら、着実にしっかり必要な人に受けていただけるような仕組みを、ぜひ現状のままの仕組みだけではなくて、進化も考えながら取り組んでいっていただきたいと思いました。

もう1つ認知症対策で、これも会派でずっと求めてきた損害賠償の補償制度の創設についてでございます。予算のいろいろなところを見ても、特に言葉は出てこないんですけども、どのように取り組まれるのか、見通しをお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

認知症賠償補償制度の創設につきましては、現在保険内容や対象者の条件、想定される加入者数などについて精査しておりまして、認知症施策推進計画における取組方針に基づき、早期に制度化できるように取り組んでまいります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ぜひよろしくお願ひいたします。

あと質問はしませんけれども、会派の一般質問の中でもございました、特に認知症の方とか御家族に広げていく必要があるということで、新しい技法といいますか、フランス発祥のユマニチュードという、感情に働きかけて信頼関係を築いていくという取組が全国各地でいろいろなところで始まっております。ぜひユマニチュードの普及という点でも千葉市で取り組んでいただきたいと思っております。

あと先ほども少し触れましたけれども、国のほうでは昨年末、認知症推進基本計画というのができました。この中では認知症になってもできることがあって、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという新しい認知症観というのが打ち出されております。ぜひこの普及とともに、認知症観に立った施策展開というのをぜひお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続いて3つ目のテーマは、健康づくり、それから妊娠・出産・子育て世帯の支援、助成策という、この辺のタイトルでお伺いしておきたいと思っております。

様々順番が飛びますけれども、精神保健福祉のほうから行きたいと思っております。自殺対策ということで、先ほども委員のほうから質問がございましたけれども、子供の自殺というのが非常に気になっておまして、先月、厚労省が発表した昨年の自殺者数の暫定値でいきますと、全体では過去2番目に少なかったと言われておりますけれども、小中高生は統計のある1980年以降で最多となったと。

小中高生の自殺者というのがコロナ禍に急増して以降、非常に高止まりしていると言われております。本市でも今回も様々予算を計上されておるわけでございますけれども、先ほども同様の質問があったんですけれども、こころの相談等における子供とか若者とか、特に困難を抱える女性とか、非常に課題が多いとも言われておりますけれども、この辺りの相談状況というのはどのような感じになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○主査（田畑直子君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

夜間休日のこころのケア相談の状況について御説明いたします。

令和2年5月に開始いたしまして、初年度の相談件数は電話とLINEの合計で1,839件、令和3年度は2,891件、令和4年度は3,553件、令和5年度は5,626件と、事業の周知が進んだこともあり、相談件数が大幅に増加している状況でございます。

子供、若者の状況についてでございますが、令和5年度における10代、20代の相談者は1,007件で、全体の17.9%を占めており、9割がLINEによる相談になっております。

男女別の状況ですけれども、やはり女性からの相談が多く、3,852件、68.5%であります。他の相談事業においてもやはり女性が多い傾向がございます。

引き続き利用者の声や事業者の運営状況を確認しまして、状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 本当にぜひ実態に即した形で、よりしっかりした相談体制で対応できるようにお願いしたいと思います。

これも当然御存じのことだとは思いますが、厚生労働省のほうでも特設サイトに24時間の子供SOSダイヤルであるとか、子供の人権110番とか、女性向けにはシャープ8778、話そう悩み、こういう相談窓口などもございます。こういったところの啓発などもしっかりしていただきながら、相談の啓発強化に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、がん対策のところですが、ここは質問はございません。代表質疑とかいろいろなところでも出ていますピアランスケアとか、若年患者支援とか、取組は評価しております。ぜひ

一層の取組をお願いしたいというところがございます。

それから、予防接種関係のところを確認しておきたいと思います。1つがHPVワクチンでございます。昨年末に会派として緊急の要望を出させていただきました。HPVワクチンのキャッチアップ接種の啓発にしっかりと取り組んでいただきたいという要望を出させてもらいましたけれども、その後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○主査（田畑直子君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課でございます。

HPVキャッチアップ接種に関する御質問でございます。昨年の12月に公明党会派のほうから緊急要望をいただきまして、キャッチアップが今年度で最終年度を迎えるということで、その周知徹底と、また、昨年の11月にキャッチアップ期間終了に伴いまして、駆け込み需要が多くなったことに伴って、経過措置をこの4月から来年の3月まで1年間設けるということで、それに対しての個別通知等による対応という緊急要望を頂きました。

その対応状況でございますが、まさしくこの経過措置、キャッチアップ対象者が3月までのキャッチアップ期間に1回でも接種した方については、来年度4月から令和8年3月までの間に、残りの期間で引き続き、公費で、キャッチアップで接種を受けることができるというものが設けられましたので、それに対する周知につきましては、まさしくあした、約4万人ぐらいを対象に、圧着はがきによる個別通知を発送する予定でございます。

また、キャッチアップの経過措置につきましては、市政日より3月号ですとか、SNS等による発信について、またホームページの掲載についても予定しております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 対応ありがとうございます。評価しております。

もう1つ、予防接種関係で带状疱疹定期接種でございます。こちらも本当に会派として要望を重ねてきたものがようやくスタートするというところで、評価しております。

ちなみに女性の考え方というんですか、こちらは代表質問でも聞かせていただいたんですけども、この辺りの、女性の水準に関しての他市との比較はちなみにどのようなものなのか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○主査（田畑直子君） 予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課でございます。

带状疱疹ワクチンに関する定期接種の自己負担額の他市との比較という御質問かと思えます。

他市においてもまだ正式に決定、公表はされていない中で、私どもも今回予算措置をするところで、他市のほうにも電話等において非公式で調査させていただきました。

その結果でございますが、政令市におきますと、生ワクチンについては、4,000円から5,000円程度の範囲を予定しているという回答でございました。また、不活化ワクチンにつきましては、1回当たり一番低いところで8,000円から、一番高いところで1万8,000円程度を予定していると伺っております。

また、県内市の状況でございますが、県内市の生ワクチンのほうにつきましては、一番低いところで2,500円、一番高いところで6,000円程度とばらつきがございます。不活化ワクチンにつきましては、一番低いところで6,500円程度、一番高いところでは1回当たり1万9,000

円程度と一応伺っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。スタートして様々な声が出るとは思いますけれども、まずはしっかりと制度の運用と申しますか、しっかりと啓発もしていただきながら、進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、妊娠・出産・子育て世帯の支援という点で確認します。本当に今回、千葉市全体の予算を見ても非常に手厚くやっつけていただいているという印象を持っております。妊婦のための支援給付金、また1か月健診の検査の拡充、さらには産後児ケア事業も取り組まれており、また土日開催の両親学級、こちらの育児支援も行われるようになってきています。評価しております。

1点、不妊治療、不妊・不育対策、ここだけ質問しておきたいと思っております。不妊治療の保険適用から3年たつんですけれども、実際に運用されてきて、現場の皆さんというか、当局のほうではどのような課題認識と申しますか、3年を経てどのような声が上がってきて、本当はこういうところをもっと対応しなければいけないみたいな、その辺りの課題認識はどの点にあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

不妊治療につきましては、健康保険適用になりましたけれども、小数ではありますが、やはり保険適用でも毎年の経済的負担が大きいので、市で単独の助成制度をつくってこないかという御意見が寄せられております。

こちらにつきましては、非常に経済的負担が大きいというところは認識しておりますので、他都市の状況を確認しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。私の勉強したレベルですけれども、専門家の方などに聞くと、今御答弁にあったように経済的な負担という意味で、実際に保険適用の限度というのがあるんですか。やはり限度の回数を超えてしまうと、そこは自腹でやっていくしかないということで、そういったところが問題ではないかというお話だとか、あとは治療と仕事との両立というんですか、社会全体でしっかりと休暇を取ってあげられるような仕組みをつくっていかねばいけないのではないかとか、さらには受診の遅れをどう回避していくか、プレコンセプションケアということになると申します。この辺りが課題だと思っておりますけれども、その辺り利用者の声を聞きながら、ニーズに的確に反映していけるような取組に進化していったらいいと思っております。よろしく願いいたします。

あと不育症の検査費用の助成が行われております。これも他市との水準の比較というんですか、大体こんなものということなのか、水準という意味での他市との比較を確認させていただきます。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

令和6年度、不育症の検査費用の助成を実施している政令市が千葉市のほか全部で10市ございます。助成制度の中身としましては、保険適用の検査を対象とするとか、しないですとか、あとは検査自体を指定するしないですとか、そういった状況は各自治体ばらばらという形になっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。こちらのほうも不妊治療と同様、また利用者のニーズを聞きながらしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続いて、医療政策という点で動物愛護の件を確認させていただきたいと思います。昨年末でも議会で質問を行いましたけれども、譲渡するときにマイクロチップの装着をぜひやっていただきたいというようなことを要望させていただいたんですけれども、マイクロチップ以外のことで、現場から少し声で聞いたのは、譲渡するときに、実際に血液検査とか避妊、去勢とか、さらにマイクロチップの装着、ここまでセンター側でやっていただくとありがたいというような声を聞いたんですけれども、現状と今後に向けて考えていただいているようなことはないでしょうか。コメントを頂きたいと思います。

○主査（田畑直子君） 酒井委員に申し上げます。10分を切りましたので、お伝え申し上げます。

では、御答弁をお願いいたします。動物保護指導センター所長。

○動物保護指導センター所長 動物保護指導センターでございます。

譲渡時の血液検査についてでございますが、犬についてはフィラリアの検査を全頭実施させていただいております。

猫につきましては、成猫につきましては猫エイズ、猫白血病の検査を全頭実施いたしております。子猫につきましては、偽陽性が出るため、要は6か月齢程度までは診断が正確にできないということもございまして、そちらのほうは実施しておりません。

不妊手術につきましては、成猫につきましてはできる限り実施するように努めているところでございます。ただ、前の飼い主様が実施しているかどうか雄の場合は外見上分かるんですが、そのような申告があった場合は、雌の場合は手術を実施しなかったり、手術を実施予定していても、飼い主様のほうが自分で手術するので、すぐに譲渡してほしいというような場合につきましては、手術のほうは実施しておりません。

犬につきましても、可能な範囲実施するように努めているところではございますが、現時点では全頭実施できていない状況もございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 マイクロチップについてお答えいたします。

マイクロチップにつきましては、法律上の努力義務がありますので、原則としては飼い主の方にやっていただく形で進めていただきたいと思いますと考えているんですけれども、マイクロチップの普及啓発といった点も踏まえまして、今後他市の状況とかを調査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。取組をされている自治体もあると聞いておりますので、予算とのにらみ合いという部分もあろうかと思えますけれども、近年、非常に動物愛護関係に関する寄附金も増えてきていると。今回審議する基金の創設などもそうだと思いますけれども、こういった寄附も大分増えてきているということで、ぜひ工夫してできるところはなるべく手厚い支援をしていただければと思っております。

今回予算のほうで新しいセンターの基本設計が計上されております。本当にセンターの運営を支える様々な担い手の声を踏まえながら、動物行政を巡る社会環境は非常に大きく変化をしてきておりますので、そういった変化に柔軟に対応できるような取組をしていただきたいと思います。

4つ目に、障害者支援というテーマについて最後に聞いておきたいと思えます。国のほうで農福連携ということで確認しておきたいんですけれども、昨年6月、国のほうで農福連携の推進ということで、新しいビジョンが策定されました。ある意味2030年までに農福連携に取り組む主体を倍増させるというような目標を掲げてスタートしています。これを受けて何かございましたら、本市の取組をお聞かせいただきたいと思います。

○主査（田畑直子君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

国の農福連携等推進ビジョンの2024改訂版の新たなアクションとして3つ、地域で広げる、未来に広げる、絆を広げるがございます。それぞれの方向性に基づきまして、やはり本市は第一次産業の雇用の数が比較的少なく、それ以外のサービス業等のニーズも大きいという状況でございますので、まだ農福連携が浸透し切っていないという現状を鑑みまして、まずはやはり地域で広げるを主体にやっっていこうと思っております。

ここからは我々の既存の取組であります。例えば、農業者、あるいは障害福祉サービス事業者への説明会を市職員が直接実施していくとともに、お試し農福という県の事業につきましても、我々も現場に赴いて、市としてできること、課題は何か、改善すべきところは何かというのを聞き取って、マッチングにつなげていくという取組を行ってまいります。

あとは、全国の農福連携フォーラムという貴重な機会が11月にごございましたので、そこで盛り上がった機運を逃さないように、引き続きあとは販売促進活動等につきましても、はひとつふるメッセ等の店舗を用いて進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 障害者自立支援の非常に重要な取組だと思いますので、よろしく願います。

あと1個だけ。障害者就労施設からの優先調達の最新状況だけ確認させてください。

○主査（田畑直子君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

今年度、前年度の3倍以上の1,800万円、120件の目標を掲げておりまして、実績額は目標枠を上回る見込みでございます。さらに上を目指して年度内頑張っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 年度内と、そして来年はさらにその上というのを目指してやっていただきたいと思います。

まとめになりますけれども、障害者支援施策については、こども発達相談室の運営も高く評価しております。また、障害者基幹相談支援センターは、相談員が増員となります。本当に私も経験しておりますけれども、非常にすばらしいスタッフがいらっしゃるセンターでございます。本当にこれからのニーズもどんどん多様化していきますので、さらなる体制増強も考えていくぐらい応援をしていきたいと思っております。

それから、最後に1点、千葉市の手話言語普及に向けたコミュニケーション条例、これが新年度によいよ策定となるのでしょうか。今年11月はデフリンピックも行われますので、この辺の動きも注視しております。良い条例になることを期待しております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） 一問一答です。

焼き場の件で、この時期になると必ず共産党さんか公明党さんが聞いてくれるはずだったんですけども、聞いてくれなかったのでお聞きしたいと思うんですが、焼き場のほうが16基あるうち、稼働しているのは、今何基ぐらいが稼働しているのか、お聞かせできますか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

火葬炉につきましては、今、16基全て稼働しております。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） 繁忙期というか、何と申しますか、多い時期で、8月、9月、12月から2月というのが大体5日から10日ぐらいかかるとよくお聞きしているんですけども、現時点ではやはり10日ぐらいかかっていると思うんですが、今、予約は1日どのぐらい取っているのでしょうか。通常だと36件ぐらいだから、今42件ぐらいですか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 現在、日にもよるんですけども、大体40件の火葬の予約を受けてやっているという状況でございます。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） 毎回聞いていて覚えてしまうぐらいなんですが、友引と、あと15時以降が空いているとお聞きしているんですが、今現在は友引とか15時以降の活動というのはどのようになっているのか、お聞かせいただきたい。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 今細かい数字は持ち合わせておりませんが、毎日の予約の状況を見ますと、友引開場日につきましては、予約システム上、特に普通の友引以外の日と変わらない状況で予約が入っております。

あと時間帯なんですけれども、やはり朝早い時間、それから夕方に近い時間というのは、予約が入りづらいところではあるんですが、最終的には全て予約が入って、火葬を行っているという状況になっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） ありがとうございます。全基使っているということは、壊れていないということなんですけど、機能強化という面で、毎回共産党さんがよく機能強化とかについて質問しているんですけども、ある程度は状況的には良くなっているんでしょうか。お聞きします。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 機能強化ということではないんですが、今、火葬需要が増大しておりますので、今お話に出ましたとおり、友引開場の日を設けるですとか、1日の火葬件数を増やすという形で、そういった需要に対応している状況です。

次の指定管理期間が令和7年4月から5年間始まるわけなんですけれども、その中でより友引開場の日数を増やすような取組ですとか、あと1日の火葬件数についても、スケジューリングを見直すなどということに対応する予定としておりまして、今後の需要にも対応できるように指定管理者と取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） 了解いたしました。

あともう一点、それに基づいて、平和公園の樹木葬と桜木の合葬墓についてお聞きしたいんですけれども、キャパというのは毎回広げてはいるんでしょうけれども、あと何年ぐらいもつ状態になっているんですか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

まず、桜木霊園の合葬墓でございますが、棚に通常納骨する形式のものにつきましては、既に全体で1万2,000体収容できるようになっているんですけれども、昨年度の終わりの時点では85%以上がもう既に枠として埋まっている状況です。枠と申し上げましたのは、生前予約の区分がございますので、全部埋まっているわけではないんですけれども、申込みが全体の85%以上に達しているという状況です。

それから、平和公園の樹木葬墓地につきましては、令和5年度から募集を行っておりますので、まだ全体樹木葬墓地の整備計画が全て整備されているわけではないんですけれども、最終的には3万體分が収容できる形で今後整備を進めていくこととしておりまして、まだこちらのほうにつきましては余裕がある状況となっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） では、平和公園の樹木葬のほうは5年から700体ずつということですか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 平和公園の樹木葬墓地なんですけれども、今、令和5年、令和6年の募集につきましては、700体の募集をしております。今後についてまだきちんと決まったものはございませんけれども、おおむねそれぐらいのレベルで募集をしていきまして、あとはほかの一般

墓地の状況なども踏まえまして、今後募集数につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 植草委員。

○委員（植草 毅君） 時期的というわけではないんですけれども、人口のボリュームが大きい世代がちょうどそのぐらいの年になられると思うので、ある程度の余裕ではないですけれども、受入れを少し多めにさせていただいてもよろしいかとは思いますが、全てを市で受け入れるというわけではないので、ある程度でいいと思いますけれども、今後は人口ボリュームに合わせて募集をしていただけたらと思います。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） それでは、審査の都合により暫時休憩いたします。

再開時間は13時ちょうどいたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○主査（田畑直子君） 休憩前に引き続き分科会を開きます。

まず、地域包括ケア推進課長から御発言があるとのことなので、お願いいたします。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

先ほど午前中、酒井議員からのケアマネの担い手不足の実態についての質問におきまして、介護保険事業課から計算上は不足は生じていない旨のお答えをさせていただきましたが、実際におきましては、マッチングの調整に時間を要しているケースもあり、そのような声をあんしんケアセンターが聞いております。

また、要支援認定の介護予防ケアプランにおきましても、あんしんケアセンターの地域によってはお待たせしているケースもございます。つきましては、保健師などの要件緩和や職員の柔軟な配置など、引き続き人材確保に努めてまいります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） では、質疑を続けたいと思います。御質問のある方は、挙手をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

酒井委員が話されたのと少しかぶる部分があるかもしれませんが、お願いします。

まず、生活困窮者自立支援相談支援で、家計改善支援員の増員と約3倍の拡充の背景と、効果についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

家計改善支援員の増加につきましては、これまで令和5年度に4人から6人に2人増員しております。今回、令和7年度はさらに1人増員して、7人体制とするものでございます。

新規相談件数につきましては、年々増加している状況がございます。それによりまして、支

援員1人当たりの新規受持ち件数につきましては、令和5年度が約58件でありましたが、今年度につきましては約72件ほどになる見込みで、増加している状況でございます。

生活困窮の相談におきましては、家計管理ができないことが原因であることが多く、支援員による家計相談の実施によりまして、家計収支の見える化、あるいは債務、滞納の整理など、具体的な家計の改善効果が見られているところでございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 7人で72件、1人10件ぐらいですか、家計改善支援員という人の勤務というのは、どの程度の頻度でそういう対応をしていると理解していいんでしょうか。それと、こういうことが必要だといって、そういう人に対応しなくてはいけないという判断は、誰がどのようにして対応するという事なのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

先ほどの72件につきましては、1人当たり72件になる見込みでございます。それによりまして、1人増員することで、1人当たりの件数を緩和していくという状況でございます。

それから、家計改善が必要かという判断につきましては、まず生活自立・仕事相談センターのほうに御相談があった相談の状況におきまして、それぞれ必要な項目等のアセスメントをした中で、家計改善の支援を入れる必要があると総合的に判断した中で、家計改善支援員を支援メニューの1つとして実施しているという状況でございます。

こちらは、支援員と共に相談者も一緒に支援メニューを決定していく状況になりますので、最終的には相談者の方が利用の申込みをしていただくという状況になります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 生活困窮者ということですがけれども、例えば、生活保護を受けている方とかも必要な相談ができるという形ですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

これまで家計相談支援につきましては、生活困窮者の対応する人員と生活保護受給者を対象とする人員ということで、6人体制のうち5人が生活困窮者、1人が生活保護受給者に対応する人員として配置しておりました。

そういった形で人員を配置してございますので、生活保護受給者の中で同様に家計改善が必要な方につきましては、主にケースワーカーを経由して相談に来ていただいて、利用していただくという流れでございます。

その中で特に自立が見込まれる、収入が今後増えていって、生活保護から脱却できるというような方を中心に、家計改善支援を利用していただくという状況になってございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） では、働けるような、自立するような方を中心ということだったんですね。なかなか自分でやりくりがしづらいような方もかなり見受けられると思うので、その辺りが今これだけ大きい中で、生活保護の担当の人がたった1人だと、ケースワーカーも1人

当たりの受持ちも多いし、そういうことでの分担でもう少し丁寧に対応できる人がいるんだっ
たら、そういった方にお任せもしながら対応できるような形も必要なのかと思うんですけれど
も、どうですかね。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

自立が見込まれる方を中心にと申し上げましたが、今委員がおっしゃいましたように、特に
家計に関してそういった支援の手をケースワーカーだけではなかなか賄えない状況もございま
す。そういった専門の支援員の手によりまして、改善する必要がある世帯につきましては、も
ちろん対象として利用することも可能となつてございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 一つケースワーカーから見ても、例えば、認知症が始まったとか、い
ろいろなトラブルがあるとかというところで、より早く察知をして、より対応ができるような
スキルが本当は求められると思いますし、ぜひそういった対応をしていただければ、もう少し
早めに、後手後手にならずに済む方も中にはいると思うので、お願いしたいと思います。

次に、住宅確保給付金についてですけれども、3倍以上の予算化の背景と、実施の効果につ
いてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

3倍以上の予算というところにつきましては、午前中の酒井議員からの質問のところでもお
答えを一部させていただきましたが、今回、生活困窮者自立支援法の改正に伴いまして、住居
確保給付金の支給の中で、新たに低廉な家賃への住宅の転居が必要な方につきましては、転居に
伴う初期費用の支給について新たに設けられております。初期費用につきましては、国の基準
に基づいた転居先の家賃の3倍までの支給を行うものでございまして、この費用を予算化した
ことに伴う予算額の増加となっております。

これまでも自立相談支援事業の中で転居が必要な状況での住宅に関する相談につきましては
一定数ございました。この中で、転居費用の捻出が課題となるような家庭もございました。こ
のため、転居のための初期費用の支給が今後行われることによりまして、生活困窮者の早期に
安定的な住居の確保に資するものと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） これは、例えば、相談というのは結構、皆さん割とせっぱ詰まって相
談されて、本当はすぐ転居しなくてはいけないと言われていたけれども、こういう制度を使う
というときのタイムラグがなく対応できるものなのか。その辺りはどうですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

初期費用の支給につきましては、今、委員の御指摘のとおり、すぐに支給が必要な場合もあ
ろうかと思えます。今回、転居に伴う初期費用の支給につきましては、これまでの住居確保給
付金におきましては、家賃相当額の支給に当たっては、ハローワークでの求職活動要件等がご

ございましたが、今回、初期費用の支給につきましてはそういった要件はございませんので、他の要件に合致していれば、すぐに必要な方には早く支給できるということが可能になると考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 他の要件というのは何ですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

先ほど申しあげましたように、支給に当たっては、低廉な家賃への転居という条件等がございます。これによりまして、生活を高額な家賃から低廉な家賃に転居することによって安定させるということが目的でございますので、そういった支給要件がございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 確かに家賃が少ないところに住み替えをすれば生活上助かるという方もいると思うんですが、大概引っ越しするときは、引っ越しの費用とかもかかりますよね。引っ越しの費用は自腹ですか。それも保障されているということですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

転居費用の条件額がございますが、その中では引っ越しの費用も含めての総額となります。その上限額の中であれば支給が可能となっております。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 分かりました。大分これでもう少し相談する方の対象が増えるかと。必ずしも、結構高い家賃のために無理して働いて、病気になって、実は払い切れなくて、親が支払いを代わりにやっていると相談があったりとかということもかつてはあったので、そういう方には、こういう手立てができることで、大分負担が少なくて済むと思いますので、周知をしていければと思います。

それと、生活保護世帯に対する学習生活支援ということですが、対象への働きかけと実施場所、実施する際の対応する方や個別相談会をどこでするのか、お聞かせください。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

来年度実施予定の子供の進路選択支援につきましては、15歳から18歳までの子供を抱える生活保護受給世帯のうち、この事業に参加を希望する世帯に対しまして、学習生活環境の改善に向けた働きかけ、あるいは奨学金などの進路、就職に関する情報提供、また利用の助言等を行います。

この中で、実施に当たりましては、今後プロポーザルによりまして事業者を選定する予定でございますが、企画提案の内容も踏まえまして、実施の詳細は詰めていく予定でございます。

実施する際の対応につきましては、ケースワーカーと受託事業者の連携によりまして、家庭訪問、あるいは電話などの方法で、個別の相談支援の実施を予定しております。したがって、どこか会場を設けて実施するというのではなく、訪問を中心に実施する予定でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） その事業者というのは、主にどのようなことを想定されるんですか。例えば、塾とかの先生とか、そういうことですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

来年度実施する委託につきましては、これまで行ってまいりました学習支援にプラスして、進路選択支援事業も一緒に事業として実施をする予定でございます。したがって、受託事業者につきましては、これまでの塾等を展開する事業者であることも1つの可能性としてはございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 今年度は、そういう学習支援は一体どこに行っているんですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

今年度の受託者は、エデュケーションネットワークという会社でございまして、こちらは主に塾等を経営しているZ会グループの一員である会社でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 分かりました。勉強の面も大事なんですけれども、特に勉強だけではなくて、やはり生活保護を受けているお子さんということでは、いろいろな悩みとかもおありだと思うので、勉強だけにとどまらず、いろいろな連携を、それなりに相談対応もちゃんとできるところでは、ぜひ丁寧な対応をしていただければということをお願いしたいと思います。

次に、重層的・包括的支援体制の構築についてということですが、1,000万円以上の拡充の内訳についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

重層的・包括的支援体制の構築に係る来年度予算ですけれども、約5,900万円となっております。昨年度より約600万円増加しております。増額の内訳としましては、相談支援の増や、人員増に関わる人件費というところがほとんどとなっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） その約5,900万円のうち、国費が1,162万円とか、市費が4,688万円と書いてありましたけれども、結局増額分というのは市費で賄うんですか、それともこういうことを増額しようとするときは、国費も含めて割合的には上がると理解していいですか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

国費につきましては、今、移行準備期間というところで上限が決まっております。今年度から上限に達しておりますので、来年度予算でも同額となっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 職員の残業についてはどうなっていますか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

市のフルタイム勤務の職員につきましてですけれども、今年度4月から1月までの時間外勤務、月平均で25.6時間となっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 困難なケースなどについてはどのように対応されていますか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

困難なケース、複雑化、複合化した相談というのが福祉まるごとサポートセンターのほうに多数寄せられておまして、例えば、8050問題のように1世帯に複数の課題があるといったケースとか、あと単身世帯でも介護が必要で、あと貧困とか、いわゆるごみ屋敷化した場合とか、そういった生活環境等の複合化したケースなどがございます。

また、出所者支援においても、地域での孤立を防ぐとか、再犯予防の視点から生活困窮や就労、障害福祉サービスへの導入など、課題を伴走型支援で行っているところでございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 先日、私たちも市議団で視察させていただきました。社会福祉協議会の方と市の職員の方と両方で非常に熱心にされていて、なおかつこれからまた出かけるという、私たちも夕方手前ぐらいだったんですけれども、やはり人によっては働いていたり、なかなかお会いするタイミングが夜でなければとかということ、出かけたりされているということで、本当に献身的な姿勢に頭が下がったんですけれども、そういうケースがこれからはもっと増えていたり、あと認知症がもっと増えていったら、やはりこの体制だけで大丈夫かと期待される部分や、より困難なケースというのもたくさんあるかと思っておまして、今後の見通しも含めて、また人員も専門職を増やすということにはなっていますけれども、その辺りの見通しというのはどうなっているのかということをお聞かせいただけますか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 今後の見通しにつきましては、今、相談件数が伸びているところではございますけれども、ある程度のところまでは伸びるであろうと思っております。

過去に、例えば、県の中核地域生活支援センターなどでも、開設当時はやはり相談件数が伸びて、あるところで横ばいになるような、そういう傾向がございますので、福祉まるごとサポートセンターにおいても一定のところ安定するということを考えられると思っておりますけれども、それに対応できる人員確保というのは努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） アウトリーチでいろいろされるという点では、例えば、ひきこもりになってしまっていたり、いろいろな理由でなかなか外に出られないお子さんがいたりとか、こちらで分かっているだけでも結構それなりに潜在的にいます。だから、そういう方がもっと相

談できるようになれば、かなりの件数になると個人的に思っているんです。

認知された上でそれがもっと利用されるという形になるとすれば、もっと飛躍していくと思うので、そこら辺の必要性和、あと視察したときに、本当に何も無い人のためにいろいろなものが置いてあって、それで革靴の調達をとか、服の上着ぐらい何とかしなければとか、非常に温かいと思った割に、物がそろっていないと気の毒な感じもあって、だったらもう少しそこら辺のこともできるんだったら、もう少し物をそろえるならそろえるなりの協力のし合い方をし、それでさらに御自身で全部というのではなくて、もう少し組織的にそのようにやってもいいのかなとも思ったんですけども、その辺りというのはどのように認識されていますか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

支援するのに必要な物品の確保みたいな、そんなイメージでよろしいでしょうか。福祉まるごとサポートセンターのほうで寄附等を受けたものを支援者に渡したりするために保管しているようなところもございまして、そういったところはこの間見ていただかなかったかもしれないですけども、そういった物品の保管等もやって、支援者への対応というところで活用しているところがございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） それは見たんですよね。見たので、それで、これでは足りないと思ったりして、場所によっては本当に安価にたくさんいろいろなものを調達できるようなところもあるので、必要だったらいろいろと人脈があったほうがいいかと思いました。

ぜひ今後も、本当に様々な課題もあるし、あと、例えば、役所に言っても、どこも何も対応してくれないと結構役所への不信感を持っている人も、訪問するといろいろあって、1人で何千万円というお金を持っていても、亡くなった後に自分の家の片づけをどうしたらいいかということや相談しても、どこも答えてくれなかったと言われた方もいて、こちらがいろいろな話をして取り合おうとしなかったりとか、なかなかかたくな方もいらっしゃるんですけども、もう少しいろいろ話をしあって、できるだけスムーズに対応できるような、せっかくこれだけ献身的にやっているというのをもう少し知らせたほうがいいと思ったので、こちらももっとお知らせしていく努力もしていきたいと思っておりますし、ぜひ発信もしていただければと思います。

次に、乳児の健診の無料化をした背景についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

母子保健法で実施が義務づけられております1歳6か月児健診や3歳児健診のほか、必要に応じ実施すべきとされている健診を2か月から11か月までに2回、4か月の集団健診で1回の計3回実施しているところですけども、出産後から切れ目ない健診実施体制を整えるため、今回新たに1か月児健診の費用も助成とすることとしたものです。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 受診率と受診しない場合への対応についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

正確な受診率は把握しておりませんが、新生児訪問指導時などで確認した状況から、ほぼ全ての乳児が産婦健康診査時に併せて受診しているものと考えられます。また、万が一受診していないことが判明した場合には、必要に応じ地区担当保健師などが訪問や電話によるフォローを行っております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 特に産んだ後の1か月は、本当にどなたでも皆さん不安だと思うので、それは受診すると思うんですけども、過去の経験上、働いていてどうしても仕事で休めなくて、なかなか子供の健診に合わせて休めないという親も中にはいると思ったりしていたので、それについてずっと、受診していない人のフォローをと言われても、結局フォローなしで来たという経緯があったものですから、ぜひ今後、やはりお子さんを産んでからの不安というのがかなり強いので、そこを解消するという点では大事な役割だと思うので、対応をお願いしたいと思います。

次に、介護人材確保の在り方についてですけれども、介護人材が確保できていない現状について、市としての対策についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

介護人材確保についてでございますが、第9期介護保険事業計画におきまして、介護人材の不足への対応を重要な課題と位置づけております。誰もが働きやすい介護現場を目指してを基本方針としまして、介護事業所の魅力向上支援、介護職員への支援、多様な人材の確保を3つの柱に重点的に取り組む事業を介護人材対策総合パッケージとしまして、多面的に取り組んでいるところでございます。

本市に質の高い介護人材が集まり、そして定着するよう、引き続き効果的な取組を実施してまいります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） さっきの資料でも、結局介護の需要があっても不足しているというのが1,000人以上とかとありましたよね。それで、この事業については、結局5億円のうちICTに4億7,000万円も使っていて、それ以外で、介護の人材確保というところに本当につながり切っているとは思えないんですけども、例えば、外国人の介護従事者という人が一定数あると思うんですけども、一般的に外国の方を雇った場合と、日本の方の場合で時給が違ったりするという実態があるのかどうかとか、その辺りは把握されていますか。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

外国人と日本人の時給の違いというのは、具体的には把握してございません。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 今は円安になっているから、本当に日本に介護の人材が果たしてこれから来るのかという点では、ミャンマーの方はすごく真面目だから結構定着していると言われていたらしいんですけども、これから本当にちゃんとした人件費を保障しない限り、なかなかその確保も難しいと思います。

私たちは、社保協という社会保障推進千葉県協議会と千葉民医連とで、県内の訪問介護サービスの基本報酬引下げに関するアンケートというのを実施しているんです。去年の10月に行って、対象の訪問介護の事業所が1,621あるうち129件ということで、回収率は26.1で4分の1ではありましたが、かなり詳細に出ていて、千葉市内ではこういう報告が21件上がっているんです。

それを見ると、今後の経営の見通しはどうかといえば、悪くなるというのが約6割とか、基本報酬の引下げの影響があるかというの、あるというのが7割、今後の人材の確保の見込みがあるかといったら、ないというのが約5割なんです。人材確保ができなくなった場合に、どのようなことが予想されますかというのと、事業縮小、閉鎖、廃業だと言っていて、かなりのところでとても負担が重くて、このままだと廃業だとアンケート上で随分悲鳴の声が挙がっているんですけども、そういった声というのを私たちはこのように把握しましたけれども、市として介護のこういう事業者の声というのはどこまで把握されていますか。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

第9期の介護保険の事業計画策定の際にアンケート調査を採っておりまして、やはり人員が理想とする人員には達していないという意見を頂いているところでございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 理想的な人員が確保できない背景には、介護報酬、それは国だといえどそうなんですけれども、介護報酬上は結局どんどん下がってしまって、去年と同じかそれ以下の報酬で、結局収入がない。けれども、人件費は上げなければいけない。だから結局経営が苦しくなって、上に立つ人たちはかなりあっぴあっぴしているというのが実態としてあると言われていて、それで責任者がかなりその分をカバーして、目いっぱい働いてどうにか赤字を埋めるというような状況があるとも聞いているわけなんですけれども、そういう状況を考えれば、ここは保健福祉局なのであれですけども、保育には月3万円、4万円払うのに、介護には全然お金を払わずに、人材確保をしようという姿勢が見られないんですけれども、こんなに深刻で、しかもこんなにいけないと言われているのに、なぜそれを今みたいにICTだとか何だとかという形ではなくて、もっとより人がどうにか働けるような経済的な支援というのをなぜしないんですか。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

職員の処遇改善への対応だと思いますが、職員の賃金の引上げについてですけれども、一義的には国の責任において対応すべきであると考えております。これまで国においては、人材育成の取組に対する介護報酬の加算など、段階的な措置が講じられてきております。また、昨年末には常勤介護職員1人当たりおよそ5万4,000円の賃上げができる規模での補助金の臨時予

算が可決されたところでございます。引き続き国に対しさらなる改善を要望してまいりたいと考えております。

また、こうした国の処遇改善の適用を受けるためには、介護事業者が国の定める加算の要件を満たす必要がございます。ですので、より多くの事業者が処遇改善に取り組めるように引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） このアンケートでも処遇の改善加算が取れたかどうかということ聞いていますけれども、その中では、やはり取るに当たってのハードルが高過ぎて、なかなか取れる状況にない。特に小規模のところは厳しいと言っているわけです。

だからさっき言ったみたいに、国の責任でといっても、何年たっていますか。介護保険ができてからも四半世紀たっているんです。それで介護報酬はどんどん下がって行って、でもやらなければいけない、やりがいは分かっている、給料が少ないから仕事を辞めてしまう。

特に若い人は、介護では上がらないから、だったら別の仕事でとなっているという現状がある中で、ただ国に要望しているといつて、ずっと全然人が足りないというのに、何も対応しないというのはいかがなものかと思っておりますけれども、それについてはどうですか。

○主査（田畑直子君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長 介護の状況が非常に厳しい状況になっているというのは、我々も把握しているつもりではおります。直接的に賃金が低いというのが大元にあるとは思っておりまして、その手当ができるかというとは思っております。ただ、そこはやはり基本的には介護報酬で手当てされるべきものかと思っております。介護報酬のために我々も介護保険料を徴収してというような仕事をしております。

市にできるとしたら、大勢いる介護職員に現金を払うというのはやはり現実的には難しいと思っております。ICTというところなんですけれども、やはり介護の仕事が働きやすい、若い方たちも参入していきやすい職場だということをもっと、実際にそういう職場にしていくための支援というものも必要ですし、それから、実は働きやすい面がどんどん改良されているところをお知らせしていくのも市の仕事かと思っております。

ですので、なかなか特効薬というのは難しいんですけれども、市としてできる取組を進めていきたいと考えております。

○主査（田畑直子君） 中村委員に申し上げます。10分を切りましたので、時間内に収めていただくようお願い申し上げます。

中村委員。

○委員（中村公江君） 介護の人材については、国のほうでこのように決めて対応しようとしても、実際には何ら対策が講じられずに今日に至っていて、しかもなかなか定着しづらいという状況がありますので、これ以上言ってもしょうがないんですけれども、本当はやはりちゃんと対応すべきだということだけは申し上げます。

次に、あんしんケアセンターの増員と対応について、1名の増員ということですが、不足しているのかどうか、今後の予定をお伺いします。

○主査（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

あんしんケアセンターの人員配置につきましては、国の配置基準である高齢者人口を原則に配置しており、この基準に基づけば不足している状況はありません。

ただ、高齢者人口が減少している圏域もある一方で、後期高齢者の増加や相談内容の複雑化などへの対応もあることから、職員配置の在り方については、引き続き検討してまいります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 本当は、あんしんケアセンターは、民間に委託というよりは、船橋市みたいに市の職員が対応してやっていくのが本来の筋かと個人的には思っています。

ただ、あんしんケアセンターがあんしんケアセンターですごく頑張ってやってくださっていることは非常にありがたいんですけども、でもやはり土日、祭日、必要に応じてちゃんと対応もしてくださっているんですけども、基本的にはなかなかそこは、お休みの保障ももちろん必要ではあるんですけども、場合によってはそこら辺の対応もできるような人員確保という点でいうと、少人数過ぎるのでそれがなかなかできないという状況もあるので、今後の在り方については、何かしらの輪番制も含めた人員の余力をもってして対応ができるような形を取っていただければと思います。

次に、障害者基幹相談支援センターの相談の推移と実績、6人増員の背景をお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

障害者基幹相談支援センターの増員の背景ですが、相談件数が年々増加しておりまして、相談員の負担が大きくなっていることから、相談員について市全体で30名から36名と、各1名の増員を図り、市民からの相談に的確に答えるようにしようとするものでございます。

また、相談支援の実績でございますが、令和3年から令和5年の実人数ですが、それぞれ2,379人、3,403人、3,402人となっております。相談の延べ件数ですが、これもまた令和3年から令和5年までの3年間ですが、延べ件数2万2,100件、2万3,803件、3万1,982件と伸びております。

また、令和6年度の相談延べ件数ですが、12月末現在で2万8,790件となっております。令和5年度の実績を上回るような見込みとなっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 6名に増えることで職員の残業とかは、もう少し負担としては減るとい状況なのかということと、ケースの内容、例えば、障害の程度というか、知的障害、身体障害、精神障害とか、そこら辺でいうとどの辺りが多いとか、例えば、こんなケースが多いとか、何かそういう特徴がありますか。

○主査（田畑直子君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

基幹相談支援センターのほうから、やはり困難ケースが増えていると聞いておりまして、なかなか今の人数では相談の申込みというか、連絡があつてからお待たせしてしまうような状況

があるというようなお話を聞いてございまして、増員を図ったほうがいいということから、予算のほうに計上させていただいたものでございます。

これによって、委員がおっしゃるように、時間外だとかの対応が減ればいいとは思っておりますけれども、相談の内容によっては夜間だとか祝日などにも対応しなければいけないようなものがあるかと思っておりますので、そちらのほうには申し訳ないですが、対応していただくような形になるかと思っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 障害のある方の相談は、待ったなしで結構大変だと思うんですね。だからそういう意味では、ちゃんとした人員と、それと休める保障もちゃんとないと本当に大変かとは思っています。私も統合失調症の人が夜中の12時とかに電話してこられたりして、なかなか大変な状況があったりしたので、本当にこういうセンターがあるとすごく助かると思います。

それから、災害時の備蓄についてで、災害備蓄のミルクの備蓄の対応についてお聞かせください。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

地域防災計画で定めた1日当たり115グラムの粉ミルクを、出生数に罹災者想定率と母乳育児でない者の率を乗じた人数の3日分を保健福祉センターで備蓄しております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 区ごとにアレルギーのある場合、ない場合の備蓄数について伺います。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 各区における備蓄数ですけれども、出生数の割合に応じて備蓄しております。令和6年12月時点では、アレルギー用が中央区で6人分、花見川区と稲毛区で各4人分、若葉区と緑区と美浜区で各3人分。通常のものが中央区で169人分、花見川区と稲毛区で各113人分、若葉区と緑区と美浜区で各99人を備蓄しております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 罹災者想定率を掛けているから、これだけの人数なんだろうけれども、市の出生数が大体5,500ぐらいあって、確かに母乳の人もいるとは思いますが、でもやはり災害があるときは、ストレスがあると母乳が出なくなったりする可能性があるのと、特にお湯があるのかとか、あとミルク自身が無くなってしまったら、果たしてこの数で足りるのかというのが気になるわけなんですけれども、その辺りはどうかということと、液体ミルクの対応について、この前議案研究で危機管理課と話したら、保健福祉局と相談しますと言っていたんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 備蓄している粉ミルクの数につきましてですけれども、地域防災計画に定めたとおりで備蓄はしております。ただ、議員のおっしゃるとおり、やはり出生数から見ると十

分なのかというところですが、これにつきましては災害の規模に応じて不足する、不足しないというのが大きく異なってくると思います。

ですので、全員分、本当に100%そろえていくというのは非常に難しいですので、災害の対応はやはり自助、公助、共助、まずは自助からというところが大事だと思っておりますので、ホームページですとか、あとは2か月児の全戸訪問に伺うときのリーフレットなどに自助の必要性、どのようなものが必要かというところで周知をしているところでございます。

液体ミルクの対応につきましては、液体ミルクの備蓄につきましては、災害時に水が使用できない状況も想定されることから、調達の方法など具体的な検討を進めているところでございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 中村委員、2分を切っておりますので、まとめに入っていただければと思います。中村委員。

○委員（中村公江君） 液体ミルクは、やはり今、水が使えないとか、お湯で洗えないとか、大体哺乳瓶だときれいにしなくてはいけないのに、水やお湯が使えないと困るという状況もあるので、どう考えても必要だと思います。そういう点では対応していただきたいと思うし、もちろん自助も含めてそれぞれやるだろうけれども、災害があって万が一というときにぱっと出なければいけないときに、全部対応ができるかとなると、本当にミルクというのはほかに変えようがないですね。お子さんはどうにかなる。何でも食べ物があるけれども、ミルクだけはどうしてもすぐにでも供給しなくてはいけないものなので、待ってられないですから、そこは最優先でお願いしたいということを申し上げて、終わります。

○主査（田畑直子君） ほかに御質疑。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 一問一答でお願いします。

生活保護についてです。

生活保護についてはいろいろ言いたいこともありますが、今回はほかの委員も御指摘されていらっしゃった学習生活支援について伺います。

まず、来年度予算が8,000万円ついておりますが、これはエデュケーショナルネットワークに丸々8,000万円預けるような形なんでしょうか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

今後、令和7年度の事業者につきましては、プロポーザルを行いまして決定してまいります。金額につきましては、予算額をベースにして最終的に委託金額が決まることとなります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。前から学習生活支援については、果たして投入する金額に対して得られるメリットというか成果というのが、非常に見えにくいと思っていた事業であります。ただ、必要ないとは言っておりません。必要な事業だと思っておりますので、来年度はぜひ保健福祉局にしっかりグリップしていただいて、皆さんがやっていることはしっかり成果があるのかというのを示していただきたい、チェックしていただきたいと思っております。

これを見ると、学習と生活の支援ということですが、保護課はこれをもって学習支援をしたということでしょうか。何をされたいのか、あれば教えてください。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

この事業につきましては、開始当初は学習支援ということで、中学生の高校進学に向けた支援でございました。その後、国の見直し等もございまして、学習支援に加えて生活支援ということで、生活保護世帯が抱えている生活上の問題についても相談に乗ったりするといった事業も付け加えて実施してございます。

今回、さらに来年度から、これまでの事業に加えまして、子供の進路選択支援事業ということで、中学を卒業した後の支援ということで、新たにその後の大学等への進学、あるいは就職に関する相談に対応していくという事業を展開しようということで考えてございます。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 分かりました。ありがとうございます。私が言いたかったのは、学習支援はすごく重要です。私の価値観の中では、教育というのは非常に大きな価値を持ってやるわけですがけれども、世の中には、生きていく上でお勉強が苦手とかいう人もいます。こういう方にとって、進学指導とかはかなりのストレスになるんですね。これは私もいろいろ見てきましたけれども、自分の娘を見て、これは本当に心の底から勉強が嫌いなんだなというのをよく見て感じるところです。

ですので、私の価値観とは全く違うんですけれども、勉強がそんなに嫌いだったら、別に勉強しなくていい、その代わりに仕事をしてと私はいつも言っているんです。職人になれと言っています。今は職人が本当に足りないし、社会にとっては必要です。これは私の価値観で言っているわけですがけれども、いろいろな分野があるわけですので、その子にとって進学することが果たしていいことなのか。

生涯賃金とかその辺りを考えていくと、早期から就職とかをするほうが、中途半端に訳の分からない大学に行って、結局そこでモラトリアムになって、時間とお金をかけて、楽しかったかもしれませんがけれども、その4年間は楽しいかもしれないけれども、社会にとって何も良いことはない。だったら早期に働いていたほうが、よほど社会のためになるのではないかと私は最近思うようになっておりますので、それは家庭の事情とか背景もあると思いますので、しっかり個人のスキルとか価値観とかを見ていただいて、この方は大学とかに進学されるほうがいだろう、この方は就労されたほうがいだろうというのを見極めるようなものにしていただきたいと思います。何が何でも大学に行く、進学するということが正しいとは思っておりません。

では、次です。次は、フッ化物洗口についてお伺いします。

これは、市費を使わないで、全ての財源を国費でされるということは非常に高く評価しているわけですが、聞いたところによると、ここで計上されているよりも多くの国費をもらっていたと聞いております。もともと頂いたお金が幾らだったか、教えてください。

○主査（田畑直子君） 健康推進課歯科保健推進担当課長。

○健康推進課歯科保健推進担当課長 健康推進課歯科保健推進担当課長です。

国費自体は178万2,000円で、健康推進課の分として148万4,000円、残りの分が保健体育課に29万8,000円と、分けて活用する予定になっております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。私が言いたいのは、170万円をもらったんです。保健福祉局で170万円使うべきです。保健体育課、教育委員会に30万円が行ったということですが、前年度の予算は100万円でした。来年度も100万円なんです。結局、要するに30万円の部分を減らされているわけです。とんでもない予算の編成でありまして、財政局はいないんですか。

ずっと言っていますけれども、財政局にはこういう財政の編成をしたことについて非常に不満ですので、ここで言うておきたいと思えますし、それから保健福祉局の幹部の皆様におかれましては、この170万円を死守していただいて、しっかりこのお金は保健福祉局で使うお金。保健体育課のほうは保健体育課で使っている部分がありますから、また前年と同じように戻していただくということをしていかなければいけないということは主張させていただきたいと思えます。

フッ化物洗口は非常に重要でございまして、教育委員会は事業評価で予算を計上しておりますので、ぜひ予算計上していただきたいと思えます。

それから、評価のアウトカムは、齲蝕の罹患率とかがあると思えますけれども、主眼は健康もあると思えます。健康格差の縮小というところも非常に大きな部分に昨今なっておりますので、その辺りも含めた評価にさせていただきたいと思っております。

では、次です。次は、放課後デイサービスでございます。放課後デイサービスは、いろいろ思うところはありますが、非常に我が市の財税を圧迫しているように思っております。最終的に来年度どれだけの予算で、市が負担する部分が幾らになるのか、教えてください。

○主査（田畑直子君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

放課後デイサービスの来年度予算額ですが、39億8,200万円で、国費が2分の1、県費、市費が4分の1で、市費につきましては9億9,500万円になります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。放課後デイだけで10億円ぐらい使っているということで、これはしっかり市民の方に見ていただいて、皆さんの需要もあるというのはよく存じておりますが、この辺りの議論はタブーではないと思えます。しっかり必要なところで使っていただいて、そしてだんだん上の学年になったりとかしてくると、放課後デイが必要なくなる子もいらっしゃると思えます。そういうときにはぜひ御卒業していただいて、まだ使われていない方に使っていただくというのを考えていかないと、どんどん増えているというようなことだと大変なことになりますので、その辺りは御対応いただきたいと思えます。

最後は、国民健康保険です。国保につきましては、私もずっとライフワークのように言っておるところでございますが、特に外国人の滞納とかについては、今全国的にも非常に問題になっているところがございます。まず教えていただきたいんですが、全体に対する滞納の割合はどうなっているか、教えてください。

○主査（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

滞納世帯の割合については、令和6年5月31日時点で国保世帯数11万5,770世帯に対し、滞納世帯は2万1,860世帯で、割合としては18.9%となります。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。滞納率は、ちょうど荒川区の前の区議がデータを出されているのを見て、荒川も大体18%ぐらいということでございました。荒川のデータを見ますと、外国人の世帯の滞納はそのうち34%を占めているということでございますが、千葉市の外国人の滞納の状況はどうなっているか、教えてください。

○主査（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

滞納世帯の外国人の割合は不明なんですけれども、令和5年度の日本人と外国人の収納率の状況につきましては、現年分につきましては、日本人が94.15%に対しまして外国人は78.87%、滞納繰越分につきましては日本人が21.75%に対し外国人は23.59%となります。また、経年比較として、令和4年、外国人の収納率は現年分72.96%、滞納繰越分は12.21%となっておりまして、対前年比で比べますと現年収納率は5.91%、滞納繰越分で11.38%と、収納率は上がっている状況となります。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。単純な比較ができるわけではないですが、千葉市もほかの自治体と同じように非常に高い外国人の滞納のようなものが感じられるところでございます。

国籍について伺いたいですけれども、国保の加入者の国籍についてはどうなっているのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課長でございます。

外国人の国籍については、中国の国籍の方が最も多く38.8%、次いでネパールが13.6%、韓国が9.6%、ベトナムが7.2%、フィリピンが6.7%となっております。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 修正とかがあったら、後でゆっくり整えてお答えいただけたらと思っております。

次は、非常にいろいろとあるわけなんですけれども、先ほどお答えいただいた国籍別の収納率がどのようになっているのか、教えてください。

○主査（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 令和5年5月31日時点の令和5年賦課の状況となりますけれども、中国の方は収納率90.42%、ネパールが41.42%、韓国が85.46%、ベトナムが39.74%、フィリピンが60.62%となっております。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 収納率といいますけれども、反対は収納していないということですから、荒川区で見ると多いのはネパールが60%、ベトナムが50%収納していないということですが、千葉市も反対でいうとネパールも60%払っていないし、ベトナムも60%、フィリピンも40%ぐらいの方が払っていないということですので、やはりこの状況は看過できないと思っているところです。

それでは、滞納されている外国人の方の属性、学生、就学生、留学生、技能実習生、いろいろあると思いますけれども、その辺りどうなっておりますか。

○主査（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

滞納している方の属性については不明なんですけれども、納付相談に窓口滞納の相談でお越しになる方は留学生が大半となり、次いで技能実習生が多くなっている状況となっております。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。まず留学生、就学生については、それぞれ大学、千葉市も大学と名のつくところはいろいろありますし、それから専門学校も幾つかありますので、そういうところにしっかり行って、収納の状況とかをよく把握していただいて、各学校に指導とか、そして御相談に乗っていただくような事業が私は必要だと思っておりますので、御検討いただきたいと思っておりますので、御検討いただきたいと思います。

そして、技能実習生も多いということございまして、技能実習生も雇っているところがあるわけですので、そこにしっかり、自分たちのところで社会保険で払わないで、国保に加入させているんですから、何とかしてくれるようなことをしないと私は駄目だと思っておりますので、そこはしっかり調査していただきたいと思っています。

最後です。国保の保険料を払わない外国の方についての指摘をさせていただきまして、反対に、あえて千葉市の国保に入って、国保は高いといえども、外国から見ると非常に安いですから、非常に安い保険料で高額な治療を安いお金で受けられるということで、ロンダリングみたいなことが今非常に問題になっています。

具体的な事例で言いますと、経営管理ビザを取って、国保に入り、そこから高額療養費とかで非常に安い保険料で非常に高い医療を受けるということが指摘されています。理論上はできるわけですので、これが実際千葉市であるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○主査（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 このような状況については把握していないんですが、ただ在留外国人に限度額認定証等を交付した世帯などに対して、適正な在留になっているかどうかを聞き取りによって確認しておりますので、これまでそれによって不適切な在留というのは確認できておりません。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。中国語のいろいろな情報によると、日本に行ったらこういう形で国保に入って安く行けるみたいな情報が氾濫していると聞いていますし、

私も実際ユーチューブ、ティックトックとか、そういうもので見たことがあるんです。

ぜひ千葉市ではそれはできないと、国保に入るならほかの国保に入ってくれと。千葉市は議員もうるさいのがいるし、そして国保の所管もしっかり対応しているということを示して、そういう方に入っていたかかないような対策も今後必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

私からは、以上です。

○主査（田畑直子君） ほかに。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。一問一答でお願いします。ほかの委員の方が私が聞きたかったことを言ってくださっているのです、かぶっていない部分で質問できればと思います。

まず、生活保護の部分で医療扶助が増えているんですけども、それが昨年質問した際にはコロナでの入院の延期などがあって増えているというようなことがあったと聞いていたんですけども、それはまだ続いているということになるのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

今年度の新型コロナウイルス感染症の治療に係る医療費について、昨年度のような入院を差し控えていた方の入院等が続いているといったような影響はないと思われま。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の公費負担が終了したことに伴いまして、治療に係る全額が医療扶助による対応となりますため、医療扶助全体に対しては少なからず影響しているものと考えております。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況が分かりました。ありがとうございます。

あと、こちらのあらましには出ていないんですけども、医療扶助の適正化推進事業に関して、ジェネリック医薬品の呼びかけ等をされているような取組があると思うんですけども、こちらというのは生活保護の方以外にもこれを呼びかけているような内容になるかと思うんですけども、推進事業においては特にどういった取組をされているのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

医療扶助は現物給付でございますので、生活保護受給者は本人負担がございません。そのため、ジェネリック医薬品の仕様による経済的なメリットについては生じないことから、単に志向により先発薬の使用を希望する方に対しましては、ジェネリック医薬品への切替えを指導していくという必要がございますので、引き続き医療扶助の適正化には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。そのほかの事業というか、ジェネリック医薬品にはどういった呼びかけをされているのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

医療扶助適正化推進事業の中では、被保護者健康管理支援事業と申しまして、これは主に成人病等になる、あるいは注意が必要な方への支援、それから重複処方、あるいは重複診療といった状況を確認して、そういった重複が発見された方に対しては一本化する指導等を行っております。

それから、他保の施策の活用ができる場合につきましては、他保優先の制度でございますので、そちらを優先して利用していただくといった取組を実施してございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。国の指導等がある事業ということになるんですか。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 今申し上げた事業の中で、被保護者健康管理支援事業につきましては、令和3年1月から実施が必須となっております。それ以外の事業につきましても、医療扶助の適正化につきましては全国的な課題ともなっておりますので、国から実施の通知が出てございます。その通知に基づいて各自治体において実施をしているところでございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 背景について分かりました。説明ありがとうございます。他の委員の話されている内容に重なるところもあるんですけども、生活自立・仕事相談センターの家計改善支援に対してなんですけれども、この効果については伺ったんですけども、差し支えなければ具体的な事例というか、こういった状況にある方がこの支援員のサポートを受けてどのように改善されたか、例があれば伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

家計改善支援事業におけます事例としましては、まず一定の収入があるものの、多重債務によりまして返済が滞り、家計が破綻した状態にある世帯への支援を行った結果、債務整理や、あるいは自己破産の手続によりまして、返済額の圧縮や清算につながって、家計を再生させることができたといった事例がございます。

また、キャッシュフローを作成することによりまして、家計の課題を見える化して、こういった支出が多いのかといったことを見える化することによりまして、収支のバランスが取れるよう利用者と対策を共有して、支援を実施したことによりまして、家計収支のバランスを再構築することができたといった事例がございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。具体的にイメージできました。生活困窮の方がこの支援を受けることで将来の希望を持ちやすくなるのではないかと思いますので、引き続き取組のほうをお願いいたします。

あと、重層的包括支援に関してなんですけれども、話題には出ていたんですけども、具体的に新たに社会参加に向けた支援を実施ということなんですけれども、具体的にどういった支援となるのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

重層的支援体制整備事業の中で、制度の狭間にある課題を抱えた方への対応というのを想定しておりまして、本市では福祉まるごとサポートセンターを中心に役割を担っているというところでございます。

そのような現在の制度では解決できないような場合に、地域の資源を活用して解決を図る必要というのがございまして、その調整を行うのが社会参加に向けた支援となります。具体的には、本人のニーズを踏まえたマッチングですとか、支援メニューの作成、本人への定着支援や、受入先のフォローアップなど、本人や世帯が社会とつながりをつくるための必要な一連の支援を行うものでございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。具体的にイメージできました。ありがとうございます。

次が、高齢者の保健事業、介護予防の一体的な実施についてなんですけれども、ここにあるアウトカム評価については、具体的にどういった指標というか、目標とか、そういったものが設定されているか、伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

アウトカム評価についてですけれども、国保データベースシステムの健診の結果ですとか、医療費、要介護認定状況、介護給付費などのデータを、行政区ごととか、あんしんケアセンターの圏域別に分析をすることによりまして、それぞれの地区ごとの健康課題というものを把握いたします。その結果を、高齢者に対する個別的支援ですとか、通いの場での健康教育などに活用いたしまして、市民の健康への意識向上につなげてまいりたいと考えております。

また、国保データベースシステム内のデータと高齢者の保健事業の介護予防の一体的事業実施で、支援を実施した方のデータを突合、分析いたしまして、事業へ参加しなかった方との比較を行うことで、事業の効果検証と評価を行いたいと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。参加した方としなかった方で比べているということで理解できました。ありがとうございます。

アピアランスケアについて、委員からも質問があったんですけれども、1点、胸部補装具の支援が増えているということで、これはもちろん先ほど答弁にあったように周知が進んできたというのもあると思うんですけれども、こういったものというのは年々より良くなっていたりとか、そういった製品がより良いものになっているから増えているという背景もあるんでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

午前中でも答弁申し上げましたように、胸部補装具につきましては、令和5年度の9月補正予算で新規に補助対象とし、その周知が進んできたことにより増加したものと考えているとこ

るでございますが、新商品ですとか、そういうようなところについて、どのような商品がというところは、特に私どもとして把握はしていないところではございますけれども、胸部補整具で申請される方が平均的に幾らぐらい申請されているかというところを申し上げますと、大体安い方は1,000円から、高い方になると1万8,000円、2万円弱というような形になってございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況は分かりました。そういった商品の情報等もあればお伝えできるようにすれば、より役に立つとも思いました。ありがとうございます。

次が受動喫煙、禁煙の支援に関してなんですけれども、これについては以前質問した際に成果は出ているということだったんですけれども、1年たってどういった成果があるのかということと、あと今後の目標などもあれば伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

まず、成果についてなんですけれども、以前答弁させていただいたとおり、法改正前、あと市条例施行前、これと比べると受動喫煙の被害に遭った方の割合というのは明らかに減少している状況でございます。

そのほかに事業者、飲食店を巡回し、適切な指導を行うことによって、10月末時点の状況になるんですけれども、昨年巡回して違反を指導した飲食店、店舗、こちらについては107事業所等が法令に違反する状態を改善しております。

また、受動喫煙の規制内容についてリーフレットを作成し、市会や学校に配布、区民まつり等でのブースの出展、駅周辺での啓発活動など様々な機会を通じて周知啓発を行っていますが、市民向けのアンケートによりますと、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等では、原則敷地内禁煙であるということを知っている人の割合が70%を超えているということで、一定の効果が出ていると思っております。

続きまして、目標についてでございます。今年度策定した第3次健やか未来都市ちばプランでは、最終年度である令和17年度の目標値を飲食店ではさらに減少、職場では0%と設定しております。

当該プランでは単年度の目標値を定めていないため、令和7年度の目標数値をお示しすることができませんが、時間帯を工夫するなど、調査が実施できない事業所、飲食店へのアプローチを工夫し、巡回訪問、啓発の機会を増やすなど、望まない受動喫煙の機会を有する人が減少するように、引き続き取り組んでまいります。

以上になります。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。引き続き成果が出ているということで了解いたしました。引き続き目標に向けての事業展開をよろしくお願ひします。

あと、昨年質問させていただいたんですけれども、禁煙外来治療に関して、今、禁煙の薬が不足していて、禁煙外来を再開していないところが多いということ去年聞いたんですけれども、その状況は変わっていないんでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康保険課でございます。

禁煙補助薬の1つでありますチャンピックス、こちらが出荷停止となっておりまして、これの再開時期等につきましては、製造元でありますファイザー社より2025年、本年の上半期を見込んでいるとの情報が既に公表されておりますけれども、その詳細な時期についてはいまだ示されていないところでございます。

昨年6月に医療機関に確認いたしましたところ、チャンピックスの出荷停止により市内医療機関99機関のうち64機関が禁煙外来を休止しているという状況にございます。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。ありがとうございます。

では、今後、仮に薬の供給が再開された場合というのは、治療費の助成の件数も増えることが予想されるのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課でございます。

禁煙外来治療費の助成の要件としまして、禁煙外来治療にかかっただけというところが大前提としてございます。そこで処方される薬が増えるということは、やはり助成制度の利用もそれなりに増えるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。ちなみに今、薬がない状態ですと、どういった形の治療が行われているのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 健康推進課長。

○健康推進課長 現在、治療薬が処方されないというようなどころではあるのですが、出荷停止に伴いまして、処方薬であるニコチンパッチの需要が高まっております、品薄となっておりますことから、令和4年4月から医師の指導に基づき、購入した一般用医薬品であるニコチンパッチやニコチンガムも本助成制度の対象とさせていただいております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況が分かりました。禁煙治療薬の供給等が改善されて、また治療に臨む方が増えるとよいと思っております。ありがとうございます。

あと次が、新生児検査の先天性代謝異常症検査が前年度拡充されたと思うんですけれども、検査の受診率等を伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

令和5年度の実績では、出生数5,726人に対しまして6,011件の検査を実施しております。出生数より多い理由としましては、検査費用が原則として分娩医療機関が所在する自治体が負担することとされておまして、本市の医療機関で出生した市外在住のお子さんが含まれているためです。このため、正確な受診率の把握が困難ですけれども、実態としてはほぼ全員が検

査を受けていると思われま。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました、ほぼ全員が受けているということで理解いたしました。

介護人材の確保に関してなんですけれども、処遇改善加算取得支援ということがされている状況を伺っているんですけれども、処遇改善加算の取得率というのはどのようになっているのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

処遇改善加算の取得率ですけれども、処遇改善加算1から5までのいずれかを取得している事業所は、本年2月1日現在で95.2%です。国全体では昨年8月時点で95.0%の取得率であるため、本市の取得率は国全体と同水準にあるかと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。こちらは処遇改善加算を取得していない事業所が対象となると思うんですけれども、数としてはどれくらいの事業所が取得していないということになるのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

未取得の事業所は50か所、4.8%となっております。未取得の事業所からは、小規模の事業所なので事務の手間が回らないですとか、計画書の作成が難解といったような声が挙げられております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。なかなか事業所の状況もあると思いますけれども、なるべく取得していただいて、介護人材の処遇改善加算で待遇改善につなげてほしいと思います。

あとは、介護現場の生産性向上と労働環境改善支援についてなんですけれども、こちらは介護労働安定センターも同様の事業をやっていると思うんですけれども、介護労働安定センターの行っている事業との違いであったり、あるいは連携の予定等があれば伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

介護労働安定センターとの連携予定でございますが、センターのほうでは介護人材の養成ですとか、スキルアップ講習などを担っておりまして、本市の事業の実施に当たっては意見交換を行うなど、適宜連携を図ってまいります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。似た事業があれば連携したり、あるいは逆にそういったやっている事業があれば、そちらのほうに任せてしまうというのも検討の余地があるのではないかと思います。

あと、介護事業者と介護ロボット開発事業者の連携についてなんですけれども、今、予定をしている具体的な事例があれば伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

予定しています具体的な事業の内容でございますが、連携事業としまして介護ロボット、ICT導入に興味のあります介護事業所、それから介護ロボット開発事業者や学識経験者などによるワークショップを開催する予定でございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。こちらは、事業者と介護ロボット事業者が連携することで、現場に役に立つ、そういった開発につながるのではないかと思いますので、引き続き取組をお願いいたします。

あと、介護に関する入門的研修は、来年度も実施予定とのことなんですけれども、これまでの成果があれば情報を伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

令和5年度の実績になりますが、入門的研修の参加者が45人でございます。そのうち、研修終了後の追跡の調査で、介護分野での就労を検討していた方が4人です。介護施設でのボランティアの参加の検討をされていた方が2名ございました。

なお、令和6年度の研修は今現在行っているところでございまして、追跡調査を4月から5月にかけて行う予定でございます。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。人数としては多くはないと思うんですけれども、少しでもこういった形で興味を持ってくれて、介護業界に入っていただく方が増えることが課題点だということだと思いますので、引き続き取組のほうをお願いいたします。

次が特別養護老人ホームの建設に関してなんですけれども、やはりホームを建てて人材確保が課題になるとは思うんですけれども、その辺の見通しというのはいかがでしょうか。

○主査（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

特別養護老人ホームにおける人材についてですが、令和4年12月に実施しました実態調査を基に推計しますと、介護職員の配置人数は約2,360人で、理想とする配置人数が2,540人であることから、不足人数は180人で、1施設当たり約3人不足している計算になります。

今後の建設について、新規に特養を建設する場合には、40人程度の介護職員が必要になりますが、特養の整備事業者を公募で選定する際には、職員確保に関する対策をどう講じるかを確認し、実現可能性の高い事業者を評価する仕組みを導入しています。

また、処遇改善加算の取得向上のためのアドバイザー派遣支援や、介護職員初任者研修受講者支援など、千葉市介護人材対策総合パッケージに盛り込んだ取組を着実に進めることで、人材確保に努めてまいります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。やはり人材確保が、今後も特養は人数を維持し続けるのが大変かと思えますけれども、人材確保に向けてのサポートを引き続きよろしく願いいたします。

次が、こども発達相談室に関して、新たに言語聴覚士を雇うということなんですけれども、その背景と、あと人数について伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） こども発達相談室長。

○こども発達相談室開設準備室長 障害者自立支援課こども発達相談室開設準備室でございます。

言語聴覚士の配置の背景と人数でございますが、まず人数のほうは1人配置を予定しております。配置の背景でございますが、当相談室は昨年11月から開室いたしまして、現在寄せられております相談のうち、言葉の発達がゆっくりといった言葉に関する相談が約半数を占めておりまして、言葉の発達の遅れの支援については、丁寧な支援、対応が必要になってきますけれども、特に構音障害ですとか吃音については、言語の専門職員が対応に当たる必要が望ましいと考えておりますことから、来年度より言語聴覚士を配置したいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況については分かりました。言語聴覚士の確保の見通しは立っているんですか、それとも、これからということになるのでしょうか。

○主査（田畑直子君） こども発達相談室開設準備室長。

○こども発達相談室開設準備室長 言語聴覚士の配置につきましては、現在、来年度の4月から配置という形で、会計年度任用職員という形になりますので、市のホームページ等を通じて募集をかけるというような形になっております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。分かりました。

盲聾者支援に関して、これから調査をするのかもしれませんが、今、千葉市には盲聾者の方がどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○主査（田畑直子君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

昨年の9月時点で手帳を持っていらっしゃる方のうち、視覚障害と聴覚障害の手帳を両方持っている方は36人いらっしゃいました。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。今盲聾者の支援に関して県のほうが盲聾者通訳介助の事業をやっているかと思うんですけれども、今後実態調査を行った上でどういった支援策というのを、これから検討すると思うんですけれども、例としてはどのような支援策が考えられるのでしょうか。伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

この調査は、予定ではもちろん世帯の状況から就労等の生活の状況と、あとやはり、サービス利用の実態、あと情報の入手の実態、盲ろう者の方はこういったことが非常に大事と思っていますので、まずその実態を、この調査におきましては恐らく委託団体等の職員が直接訪問して伺って、そのニーズを、例えば、通訳介助員の派遣の事業の改善やサービスの利用にどのようなつながるか、あるいは障害のある方、特に情報取得に困難を有する盲ろう者の方々にどのような方法で届けて発信をしていただくか、そういったことを考える材料としていきたいと思えます。

なお、恐らく実態調査につきましては、盲聾者の通訳介助事業をやっている千葉県盲ろう者友の会の御協力を頂いて実施してまいりますので、そういった方々のノウハウ等も生かして施策の検討まで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。実態を把握した上で必要があれば支援を検討していただければと思います。

最後、あらましには載っていないんですけども、令和6年度の補正では相談記録作成支援システムを導入したと思えますが、予算書を見ると令和7年度も引き続き導入の予定ということだと思うんですけども、導入の結果どういった効果があったかなどと、令和7年の予定を伺えればと思います。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

相談記録作成支援システムにつきましては、福祉まるごとサポートセンターのほうで導入しているんですけども、こちらがポートサイドタワーのほうに11月下旬に移転しまして、そのタイミングで本格的な導入をさせていただいたところでございます。

現在、2か月ぐらいたったところなんですけれども、効果については検証中ございまして、数値でお示しするということは今現在できないんですけども、長時間に及ぶ相談につきましては、一定の効果があるものと考えております。

ただ、システムの要約の精度につきましては、補正が要らないとか、補正しなくていいという状況ではございませんので、人による確認がどうしても必要になってきますので、短時間の相談であれば、効果はあまり大きくないのかと感じております。

令和7年度につきましても、引き続きシステムを活用しまして、職員の負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員、念のため申し上げます。残り時間10分を切りました。

では、御質疑をお願いします。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。長時間の相談を受けている方の作成に関しての負担が軽減につながっているということで、理解いたしました。

おおむね質問についてはお答えいただき、御丁寧な答弁ありがとうございます。様々なニ-

ズというか、現場の声や当事者の声を聞いていただいて、いろいろな事業に取り組んでいただいている状況はよく分かりました。ただ、介護人材確保や様々なニーズというのはまだまだ多い状況ではありますので、引き続き当事者の方や支援に当たっている方の声を聞いた上で、事業展開は大変かと思えますけれども、引き続き取組のほうをよろしく願います。

以上で私の質問は終わりです。ありがとうございます。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） よろしく申し上げます。一問一答です。代表質疑でやっていたことから聞きたいと思えます。

いろいろな委員の方からいろいろな質問が出ました。ダブることはおっしゃっていただいて結構ですので、よろしく願います。

まずは重層的・包括的支援体制の推進について伺いました。福祉まるごとサポートセンターの実績と評価について伺ったところ、6,000件という多くの相談が約1年間で寄せられており、増加傾向にあるということでした。

また、どこに相談すればいいか分からない相談や、制度の狭間にこぼれ落ちそうな問題について相談を受けて、開設を歓迎する声を頂いており、市民の福祉の向上の一翼を担っていると考えているとのことでしたが、現在1年間に6,000件といいますが、それぞれ強弱があると思うんです。そういう情報からいくと、6,000件の対応はどのようにしてやってきたのか、現状をお答えください。よろしく願います。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

開設から1年間で約6,000件の相談を受けたというところで、確かに全てが複雑な相談ということではございませんで、継続案件というのが令和5年度の半年間で継続になっていたものが年度末時点で206件、令和6年度実績でいいますと、前半の9月までの半年分のもので、令和6年9月末現在でまだ継続案件となっているものが214件という形で推移しております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。先ほどお答えいただいたように、基本的に長い相談について効果があるということですので、その件についてよく分かりました。ありがとうございます。これについては会派としても評価しているところですので、できるだけ応援していきたいと考えているところなんですけれども、基本的にこれの体制強化を図っていくことを臨むことが必要と思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 相談件数の伸びに応じた体制の強化とか、あと来年度から社会参加に向けた支援とかをやっていくことについて、必要な人員の確保というのは必要かと考えております。ただ、重層的支援体制整備事業全体で考えますと、福祉まるごとサポートセンターに限らず、既存の相談支援機関と一体となって、全体で体制を構築していくということを考えておりますので、福祉まるごとサポートセンターだけが頑張るというよりは、全体で体制を整えていく、そういったことを考えております。

以上です。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。基本的におっしゃるとおりだと思うんですけども、基本的に福祉まるごとサポートセンターというのがどんどん発達していくとか、周知されていくことによって、窓口となる可能性が非常に高くなっていくと思うんですね。

ほかの部署との連携をしていくことが大事だということはおっしゃるとおりだと思うんですけども、基本的にそれを振り分ける仕事というのがここに来るのではないかということ想像するんです。

それが相談する側にとっては、どこに電話をかけていいかわからないというところが、知らない人にとってはごくごく当然のことだと思いますので、それについて、まずここに電話してみようという形の人が現れると、ここで伴走型でずっとやっていくことで効果が挙げられるという人だけでなく、ただ単に窓口としての機能というのがここに求められてくる可能性もあると思うんですけども、それについてはいかがですか。

○主査（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

議員のおっしゃるとおりでして、福祉まるごとサポートセンターに来た相談の中でも、例えば、高齢者の関係の相談であれば、高齢者に特化した支援を行っているあんしんケアセンターですとか、ほかのところを御紹介することもあるかと思えます。

あと、受けた相談については、基本的には福祉まるごとサポートセンターだけで考えるというよりは、それぞれ専門の支援機関と連携して取り組んでいく、このような形で行っていくという形での対応となります。

以上です。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。基本的におっしゃっていただいたことはよく理解できましたので、今後、支援の方法というのを伴走型に基軸を置きながら、体制強化というのを視野に入れて検討していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

次に移りまして、墓地の件についてなんですけれども、基本的に市営霊園というのが、例えば、市内在住者が亡くなって、市外在住の親族しかいない場合は、現行の申込資格では市営霊園で永眠することができないという状況があるということなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

申込資格のことにつきましては、周辺自治体ですとか他自治体の状況を調査しまして、今後改善に向けて検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） そのことについてはおっしゃるとおりのことを答弁されたと思うんですけども、現状、これを変えることについて、問題点となることは何かあるんでしょうか。

○主査（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

市営霊園ですので、基本的には利用者が市民だというのが前提としてあるかと思います。お墓につきましては、利用者というのは亡くなられた方の遺族の方になるわけなんですけれども、利用者の方が市民ではない方が利用するという形になりますので、その部分については他の市民の方との関係性とかもありますので、そこについてはどのような形が適切なのかというのは検討の余地があるのではないかと考えております。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） 言っている意味はよく分かりました。亡くなった方はずっと千葉市に住んでいて、税金も納めていた方が亡くなっていると。ただ、利用している方は、その人が亡くなったので、市外の人だとすると、千葉市民ではない人が面倒を見てお金を払うということになりますので、今おっしゃったことは、そのことから照らし合わせれば全くそのとおりの気がしないでもないんですけれども、非常に難しいところを感じるところでありますので、その辺をよく検討されて進めていただければということをお願いいたします。

最後に、あんしんケアセンターの充実というところで、156人を1人増員ということになっていますけれども、今後の見込みについて伺います。

○主査（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

あんしんケアセンターの増員についての現状と今後の考え方についてですが、現在のあんしんケアセンターの人員配置につきましては、国の配置基準である高齢者人口を原則としておりますが、圏域によっては高齢者人口が減少している中、また後期高齢者については全圏域で増となっており、また介護ケアプランの増加や、8050問題など、多様化、複雑化する課題にも対応しており、業務が繁忙であることは承知しております。

そのため、今後の人員配置の在り方については課題であると認識し、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○主査（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） 私たちの会派では、基本的に中学校区に1つつくっていただきたいということをずっと求めておりますけれども、そのことを視野に入れながら検討を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。このことについては御答弁は要りませんので、よろしく願いします。

それと、先ほどほかの委員から出ていましたけれども、介護人材の確保については、いろいろな議員からも出ておりました。基本的には局長がおっしゃったとおりに、やはり最終的な解決では一人一人に高額な現金を手渡すことができることが一番大切かと思うんですけれども、これについては国全体で進めることでもあると私は感じておりますので、基本的に局長がおっしゃるような、働きやすい環境づくりを支援するということが一番大事という気がしますので、そのことが介護人材の確保につながる必要があると考えますので、そのことを進めていただきたいと思いますということを最後に申し上げて、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○主査（田畑直子君） ほかに御質疑はございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○主査（田畑直子君） 御質疑等がなければ、以上で保健福祉部所管の審査を終わります。保健福祉局の方々は御退室願います。御苦労さまでした。

[保健福祉局退室]

指摘要望事項の協議

○主査（田畑直子君） それでは、これより保健福祉局所管における指摘要望事項について御協議いただきます。

なお、1分科会当たりの提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしくお願いたします。また、仮に発言がお1人であっても、内容がふさわしく、反対する意見がなければ、指摘要望事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上御協議いただきたいと思えます。

それでは、保健福祉局所管について指摘要望事項の有無、またある場合はその項目、内容等について御意見を願います。中村委員。

○委員（中村公江君） 先ほど酒井委員と野島委員が言っていた自殺の対策の、お子さんも含めて亡くなるという件と、白鳥委員がお話しされていた市営霊園の申込みの資格の件、これは本当に私たちも切実な状況だと思っておりますので、介護は本当はいっぱい出ているんだけど、前回も指摘要望事項で出ているので、そういう意味ではその2つがどうかと思ったので、あとは正副にお任せします。

○主査（田畑直子君） ほかにございますか。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 多様な意見の中で、私は、生活保護のところは非常に皆様の御関心が高かったと思いましたが、個人的には国民健康保険は私が指摘したところは細かい部分であるんですけども、ただ保険料が非常に高くなって、皆様の御負担が増えているというところもいろいろ鑑みると、重要なテーマかと思いました。

以上です。

○主査（田畑直子君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 個人的には2025年を迎えたということもありますので、要介護者とか認知症の方とかがこれから相当増えていくのではないかと懸念されるころなので、高齢社会への対応というのが1つ大きなテーマで、その中で認知症の関係の対策、私が言ったことですが、ミーティングとか相談事業とかをやりますし、その辺りはしっかりやってもらいたいというのと、地域包括ケアの、あんしんケアセンターのいろいろな体制強化という話も出ていましたけれども、特に地域包括ケアシステム自体が2025年を目指してやってきたところもあるので、これからさらにそこを進化させていくというようなところの取組が必要なのではないかと思いました。

以上です。

○主査（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） どれも重要な問題だと思うので、すごく決めにくいというのはあります。今御指摘のあった地域包括ケアシステム、介護の問題、介護人材の問題等も含めて、すごく重要な問題かと思えます。正副一任ということで願います。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（田畑直子君） それでは、ただいまの御意見を踏まえ、正副主査において保健福祉局所管の指摘要望事項の案文を作成させていただき、2月19日水曜日の常任委員会散会後に開催される分科会におきまして御検討をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。次回は、2月17日月曜日の10時より保健消防分科会を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後2時58分散会